

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 　　ただいまから第 12 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、清野委員、矢内委員、中田委員、村木委員及び佐藤委員から、所用のため欠席との連絡がございました。また、倉阪委員、佐野委員からは、多少遅れるとの連絡がございました。

現在、委員 21 名中 12 名の出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の過半数 11 名を充足しております。

配付資料の確認をさせていただきます。

資料は 3 分冊となっております。

次第	裏面に委員名簿がございます。
資料 1	第 10 回から第 11 回までの再生会議結果
資料 3 - 1	第 1 回三番瀬評価委員会の開催結果概要について
資料 3 - 2	平成 18 年度三番瀬自然環境調査事業の概要
資料 3 - 3	三番瀬評価委員会における検討事項（素案）
資料 4 - 2	第 6 回三番瀬漁場再生検討委員会の開催結果について
資料 4 - 3	三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況について
資料 4 - 4	市川海岸塩浜地区護岸検討委員会について
資料 4 - 5	市川泊地・航路の維持浚渫工事関係資料
資料 4 - 6	三番瀬問題特別委員会の実績及び今後の日程
資料 4 - 7	三番瀬ホームページのリニューアルについて

さらに、分冊で、

資料 2	再生会議委員グループによる整理結果について
資料 4 - 1	「千葉県三番瀬再生計画（事業計画）（素案）」に係るパブリックコメントの結果について

また、別葉で

資料 3 - 2	平成 18 年度三番瀬自然環境調査事業の補足資料 三番瀬再生会議への評価委員会からの報告とお願い
----------	---

となっております。

よろしいでしょうか。

2. 挨拶

三番瀬再生推進室長 　　それでは、議事に入る前に、大槻副知事から一言ご挨拶を申し上げます。
大槻副知事 　　皆様、こんばんは。きょうも再生会議にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

昨晚のすごい雷混じりの天候から、きょうは全く想像もできないほどすばらしい快晴になりましたが、これからの時間、きっと三番瀬の夕焼けがすばらしいのではないかと、そんなきょうでございますが。

きょうの再生会議は、前回 3 月 28 日でしたが、私どもから諮問いたしました「再生計画(事業計画)(素案)」を引き続きご審議いただくことになっていますが、前回の会議でお決めいただきましたように、大変内容が幅広いものでございますから、各グループに分かれて、委員の皆様方、大変お忙しい中をご審議いただいている状況でございます。本当にお礼を申し上げたいと思っております。

前回提示しました事業計画素案につきまして、私どもは、4 月 19 日から 5 月 18 日までの一月間、県民の皆さんのご意見を伺うということで、パブリックコメントを実施いたしました。内容は大変多岐にわたっておりますが、この内容について後ほど事務局からもご説明申し上げます。

また、県議会でも、来月 6 月 20 日を予定しておりますが、三番瀬問題特別委員会において、提示した事業計画案について論議していただくという段取りになっております。今後できるだけ早く本再生会議からの答申等をいただき、また議会の論議を踏まえまして、できるだけ早く確定していきたいと思っております。

なお、前回の再生会議以降行われました委員会は、3 月 30 日には第 1 回「三番瀬環境学習施設等検討委員会」が開催されておりますのと、つい先日でございますが、5 月 19 日に第 1 回「三番瀬評価委員会」を開催いただきました。この内容につきましても、後ほどご報告申し上げます。

本日は、大変時間が限られておりますが、よろしくお願い申し上げます。

三番瀬再生推進室長 次に、4 月 1 日付で事務局に人事異動がありましたので、高柳理事から紹介させていただきます。

総合企画部理事 県の総合企画部の高柳でございます。今年の 3 月まで参事という立場で仕事の手伝いをさせていただきましたが、4 月から理事ということで、引き続き皆様方にご面倒をおかけすることになると思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

私から、この 4 月 1 日付で三番瀬再生会議の事務局の異動のあった者のみ紹介させていただきます。

前列ですが、組織上、私の後任という形で、高梨参事でございます。

企画調整課三番瀬再生推進室の露崎副参事兼再生推進室長でございます。

同じく再生推進室の亀井副主幹でございます。

同じく再生推進室の市原主査でございます。

異動のあった者は以上でございます。この 1 年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

三番瀬再生推進室長 これから会議に入りますが、会議の進行は大西会長にお願ひいたします。

3 . 議 事

大西会長 それでは、早速ですが、第 12 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

新たに担当された県庁の方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最初に、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めさせていただきます。

きょうは、委員名簿の順番で、工藤委員と竹川委員に議事録開催結果の確認を担当していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

きょうの主な議題は、第 10 回から第 11 回再生会議までの会議結果について確認する。

二つ目が、「三番瀬再生計画（事業計画）（素案）」について。これは、先ほど大槻副知事から話があったように、前回の確認でグループに分かれて、それぞれ担当の箇所について読みこなして問題点を整理していただいておりますので、それについての報告、質疑をしたいと思っております。それから三番瀬評価委員会について。（４）報告事項が、事業計画についてのパブリックコメントの結果、以下５項目の報告事項がある。それ以外に「その他」があるということでございます。

全体のバランスですが、（２）の事業計画の検討が一番大きな重要なテーマですが、これはきょう全部終わるということはないと思います。そこで、きょうは、評価委員会について、あるいはパブリックコメント等についても触れたいと思いますので、ある程度時間を限ってきょうの段階では議論を打ち切って、また次回、「再生計画（事業計画）」の検討については継続するというふうにさせていただきます。あらかじめご承知おきください。

それでは、「次第」に沿って進めてまいります。

（１）第１０回から第１１回までの再生会議の結果について

大西会長 最初に、１０回から１１回の再生会議結果について、県から説明をお願いします。

川口委員 中断してすいません。

いつも、この報告の時間が長過ぎて、実際に議論する時間がとても短くなっているのですね。委員には事前にもう資料が配付されていますので、読み合わせだけの時間は省くべきだと思っています。送られている資料と違うものがある場合のみ、報告という形を取っていただくようにご配慮願えないでしょうか。傍聴している人も退屈だと思うのですね。

大西会長 読み上げることはしていないと思いますが、なるべく説明は簡潔にということ。ただ、傍聴の方には事前に配っていないわけですね。

川口委員 ですから、傍聴の方には申しわけないのですが、帰ってゆっくり読んでもらって、次にまた発言して……。

大西会長 傍聴者にこの中で発言を求めるので、傍聴者にも短時間の間に内容を我々と同じように理解していただかないと質問はできないと思いますので。ご趣旨はわかりますので、できるだけ議論の時間を長く取れるようにしていきたいと思います。

では、よろしくをお願いします。

三番瀬再生推進室長 それでは、議題（１）の第１０回及び第１１回の再生会議結果ですが、第１０回は前回報告が終わっておりますので、第１１回、会議次第の資料１の２ページをお開き願います。３月２８日に開催された第１１回再生会議の結果でございます。

まず、県から平成１８年度から２２年度までの５年間を事業計画期間とする「三番瀬再生計画（事業計画）（素案）」を諮問し、議論していただきました。概要は以下のとおりでございます。

１ 第９回から第１０回の再生会議の結果について、資料に基づき確認しました。

２ 「三番瀬再生計画（事業計画）（素案）」についてですが、主な意見として、はじめに、全体に関わる事項に関しては、

- ・「円卓会議から提言された具体的施策等に対する第１次事業計画期間における対応（案）」を事業計画の資料として加えてはどうか。

- ・個別事業の時間軸の整理について、継続的事业、緊急・早期着手事業、中期的事業、長期的事業の分類がわかりにくいので、考え方を再整理されたい。
- ・議論の進め方として、小グループをつくって節ごとにあらかじめ課題を整理した上で再生会議での効率的な議論を進めることがよい。
- ・円卓会議案において留意すべき事項として列挙された「課題」については、事業計画と並行して考えていく必要がある。

次に個別事業に関わる事項につきましては、

- ・市川市塩浜1丁目護岸の整備は緊急を要するので早期に調整を図り、事業計画に位置づけてほしい。
- ・海や浜辺の利用のルールづくりや県民参加につながるソフト事業は、早期に取り組む必要がある。
- ・浦安市日の出地区の自然再生については、まちづくりの観点を含めて地元市と十分に協議してほしい。
- ・河川や流域に関連する継続的事业については、三番瀬再生のための実験など、県としての取り組み方向を入れておいたほうがいいのではないか。

という内容でございました。

「3 報告事項について」ですが、資料に基づき報告いたしました。

会長のまとめですが、

- ・諮問された事業計画（素案）を効果的に議論するため、節ごとに再生会議委員3名以上の小グループをつくって問題点を整理し、次回再生会議ではグループごとにまとめた問題点をもとに議論する。
- ・パブリックコメントについては、現段階の事業計画（素案）をもとに実施し、提出された意見が再生会議での議論に活かされるようにする。
- ・関連する公共事業との調整等、円卓会議案で整理した課題については、全体会議の議論を継続する。

という内容でございました。

4 その他ですが、県から、次回の再生会議は本日5月25日とするということがございます。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

今の、前回の議事の確認について、何か意見がありましたら。

竹川委員 確認ですが、2ページの「個別事業に関わる事項」の4行目、「ソフト事業は早期に取り組む必要がある」とあるのですが、前回配っていただいた資料を見まして、このソフト事業について漠然とした表現しかないものですから、具体的に早期にする必要が……。どういう事業であるかということ。

大西会長 これは、こういう意見があったということです。まとめではないです。誰かがこういう発言をしたということです。

竹川委員 それで結構ですね。

それから、「会長のまとめ」のほうですが、最初の「 」の終わりのほう、「グループごとにまとめた問題点をもとに議論する」と。これは議論の問題点を整理するというお話で

したが、問題点はほかにもあり得るので、これだけを論議するという意味ではないと理解しているのですが、それでよろしいかどうかですね。

大西会長　もちろん議論を拘束するわけではなくて、いつもいろんなことを皆さんおっしゃるので、拘束はできませんから。問題点として挙がっている以外のことについても当然ご発言があるというふうに思っています。

よろしいでしょうか。

まさにこの間、皆さんにお願いしていろいろとグループで議論していただいたわけなので、それはおまとめになっているということでもあります。

それでは、前回の確認については以上といたします。

(2) 三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について

大西会長　次に、議題(2)三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について、を議題といたします。

ただ、事業計画の議論の際、先ほど副知事の話にあったように、パブリックコメントを既に県のほうで実施しております。どういうタイミングでパブリックコメントをやるかということについて、これまでも議論がありましたが、今までの経験から、最終的にはパブリックコメントは県の事業計画をつくる時に活かされるということではありますが、実態としては、再生会議で答申をするその内容にうまく反映させておくことがより重要ではないかということなので、再生会議の議論にパブリックコメントの結果が反映されるように少し早めにやるということで、再生会議で県の素案に対して議論する前の段階で県の素案についてのパブリックコメントをしていただいたということになります。そういう趣旨ですので、再度確認してご理解いただきたいと思えます。

それについて、県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室　それでは、パブリックコメントの結果について説明いたします。

この時期にパブリックコメントを実施したことについては、いま会長からまとめていただいたとおりでございます。実際には4月19日から5月18日まで一月間、3月28日に諮問した県の事業計画の素案、またそのときに参考として付けた資料をもってパブリックコメントを実施したところです。

5月18日までということで期日が完了したばかりですが、資料としては別綴じの資料4-1をご覧いただきたいと思いますが、個人、団体を含めて91名の方から意見をいただいております。延べ件数にすると98と整理してございます。

提出された意見の概要を、2ページ以降に整理してございます。意見書の原文そのものは再生会議委員及びオブザーバーには送りましたが、8ページ以降に91の意見がそのまま付いております。パブリックコメントを完了したばかりですので、概要のまとめについてはやっとまとまったところですので、それについて簡単に概要だけ説明いたします。

再生会議の議論の参考にするということですので、これについてはきょう一日の会議のことではないと思えますので、時間をかけてじっくりご覧いただきたいと思いますが、とりあえず内容をまとめたものだけ、主な意見ということでこんなものが出ているということだけお話ししたいと思います。

2 ページから説明いたします。

意見の提出の数が多かったものだけざっと説明しますと、例えば2 ページの5 番、事業計画全体についてですが、「三番瀬に残っている多様な自然環境（浅海域、干出干潟、泥質干潟）の保全を事業計画の原則とすることを記述してほしい」という意見。

3 ページに行きまして、「干潟・浅海域」のところでは、15 番目の意見として「潮干狩りや砂遊びができるような安全な浜辺をつくってほしい」という意見が多かったです。ご覧の数字のとおりでございます。

4 ページに行きますと、42 番で「市川市塩浜地区の下水道整備を計画に位置づけてほしい」。

「海と陸との連続性」に関しては、45 番で「市川塩浜1～3 丁目の護岸工事を最優先に進めてほしい」、またその下に「海と触れ合える護岸を整備してほしい」という意見。また49 番では「海域を狭めないように実施し、直立護岸前の石積みはやめてほしい」という意見もございました。56 番「三番瀬を囲むようなプロムナード、サイクリングコースの整備をしてほしい」という意見もございました。

7 ページに行きますと、事業計画に具体的には入っていないですが、まちづくりに関しては、例えば90 番で「魅力ある親水空間と海と暮らしに資する施設など、そういうまちづくりに期待します」とか、95 番では「大きなエリアで一体となったまちづくりを希望します」というところが、意見のまとめとすれば数が多かったものです。

その他、ここに記しているようなかなり多方面の意見が出ていますし、また新しい事業提案も幾つか掲げられているところでございます。詳しくは、以下、原文が8 ページ以降についております。

極めて簡単ですが、パブリックコメントの報告といたします。

大西会長 ありがとうございます。

パブリックコメント、これは県が実施したのですが、さっき申し上げたように、我々の議論の中にもうまくこれを活かしていきたいという趣旨でこの時期にやってもらいましたが、そういう意味では、数よりもむしろ質といいますか、この中で特に皆さんが取り上げるべき主張だ、ご意見だというふうに思われたものを、それぞれの議論の中でうまく反映させていただくのが一番大事なかと。数という意味では、県民の代表性という意味では、数百万県民がある中で、出された方々の数はそれと比べると少ないというのは否めないわけですが、むしろ質としてこれを考慮して最終的な答申をつくっていききたいと思います。

何かパブリックコメントの結果について質問がありましたら、お願いします。

竹川委員 事務局のほうに確認ですが、私が4 月28 日の期限でグループのほうの問題点を提出したときに、ほかのグループの問題についても全部網羅して出したのですが、それはパブリックコメントの中に入っているのか、ないしは、ほかのグループのほうに資料として配付されているのか。その点を確認したい。

それから、パブリックコメントの各項目、これは前回もそうでしたが、中に1 件、2 件というのがあるのですが、おそらく原文を全部洗ってみる必要があると思うのですが、それをやる機会がなかったのですが、もう少し精査に見れば、1 件というの、問題にもよりますが、その辺がちょっと不思議だなという感じがしたものですから。

その2 点について確認をしておきたいのですが。

三番瀬再生推進室 1点目の竹川委員の多方面にわたる意見につきましては、パブリックコメントの意見ではなくて、事務局サイドで取りまとめているグループ検討の中の意見という形で確か提出されていると思いましたが、ということで各グループ全員に送っております。そういう処理をしております。

それから、集計の1名というところが疑問だということですが、91名の方からの意見を受けて整理したわけですが、意見数としては98ということで、意見というのはなるべく原文に近いような形で細かく分解しているために、1名というものが結構多くなっているということでございます。1名の意見を、これは近いだろうとまとめてしまえば、三つまとめれば3名になるわけですが、なるべく原文に近い形で無理に集約しない形で取ったために1名というのが多い、そういうことでございます。

竹川委員 そうしますと、そのとおりの言葉がなければ、これに近い類似したような趣旨の文章は排除されているということでしょうか。

大西会長 それは原文を見ていただく。便宜的にまとめてあるのでしょうか。ポイントは何かをおっしゃりたいのか……。

竹川委員 もう少し多いんじゃないかと。項目にもよりますが。これは、また後からちょっと見ていただいて。

大西会長 それはある程度整理して、完璧な整理は難しいでしょうから、目安として見ていただく。全文を配付していますので、詳しくはそちらをご覧くださいということでございます。

竹川委員 きょう配付されましたので、帰ってからよく見てみたいと思います。

本木委員 98件のパブリックコメントの意見のこれからの扱い方について確認をしておきたいのですが、この事業計画の中に入っている部分はそれとの関係の中で議論ができるのでしょうかけれども、これまでの円卓会議のときから議論してきて、私どもも「いいな」という意見もここに入っているのですが、ただ、今回の事業計画の中には入っていないようなものがあるのですが、こういうものについては、県として、パブリックコメントですから、この考え方を整理して出されるのでしょうか。その辺を確認しておきたいのですが。

大西会長 県としての扱いについてお願いします。

三番瀬再生推進室 1ページ目に表紙のところを書いてあるとおりでございまして、パブリックコメントについては最終的には県の考えを整理して公表したいと考えております。そのような整理になっておりますので、最終的にはそういう形になります。

大西会長 少し複雑なのは、この再生会議で答申をつくりますので、仮に答申でパブリックコメントの意見と同じような意見の答申が出て、それを受けて県が素案を修正することになると、それは事実上、最終案の中で満たされるということになります。そういうものとそうでないものとに分かれる。パブリックコメント手前にやったということで、やや複雑な問題も出ますけれども、県としてはそういうふうに対応する。

ほかにご意見ありましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、これについては、ご自分の担当されている場所、あるいはその他の箇所について見出しの整理などを手がかりにして、適宜参考にさせていただくようお願いしたいと思います。

パブリックコメントの議論については以上にいたしまして、事業計画（素案）についての審議に入ります。

事業計画については、前回、再生会議において各施策についてグループを設けて分担して検討していただくことといたしました。自分で加わってもいいというのを複数書いていただきましたので、人数の都合上、第一志望になっていただくことができなかつた方もいらっしゃるで大変申しわけありませんでしたけれども、最終的には快く皆さんそれぞれのグループの中でいろいろな格好で議論していただけたと聞いております。ありがとうございました。

その後、今のようにグループに分かれて取りまとめ責任者にそれをまとめていただくという格好にしてみましたので、各グループの責任者の方から検討結果について報告していただきます。

やり方ですが、最初に全部のグループについて報告をしてもらいます。一つ一つについて質問を受けていると、それで延々続いてしまうので、最初に全部のグループを通して報告していただきまして、大体どんな意見、問題が指摘されたのかということを大局的に皆さんにつかんでいただいた上で、個別の議論に入っていきたい。個別の議論は、さっき申し上げたように、きょうの段階ではある程度の時間のところで打ち切らざるを得ないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

最初に、第1、2、4節を担当されたAグループですが、取りまとめ責任者は清野委員だったのですが、きょうは欠席で、ちょっと体調を崩されているということでありますので、代わりに後藤委員から現在の状況について説明していただきます。よろしく願います。

後藤委員 Aグループですが、メンバーとしては清野委員、本木委員、佐野委員と私・後藤で、細川委員、竹川委員、米谷委員、川口委員から意見をいただいています。

清野委員が体調を崩されて、急遽、問題整理を僕のほうで引き受けて、5月に入ってからですから慌ててやりましたので、まだどこが合意できているかということは議論しきれしていません。清野委員の意見も、まだ連絡が取れないものですから入っていません。その辺で、大体3人でどんな感触だよというのはお話できると思います。

資料2の2ページ、ずらっと長いのですが、かなり意見をいただきました。それから事業計画（素案）の6ページをあわせて見ながら、簡単に説明したいと思います。

「第1節 干潟・浅海域」では、最初に、タイトルを修正したほうがいいのではないかという意見が出ています。これに関しては、我々の中では、基本計画との整合性が取れないので反対かなという意見は出ています。

次に、「第1次事業計画の目標」に対する意見が出ています。

として、「三番瀬の自然環境を取り戻すためには……」、そこに「現在残る干潟的環境を保全しつつ、河川からの」という下線の部分を挿入してはどうかと。

その後に、として「による海と陸をつなげた干潟・浅海域の再生を図ることが重要です。」を追加。この辺は委員の中でも概ね賛成です。

「そのため、内陸湿地として、行徳湿地整備や漁業者との連携による藻場造成も試験します」を追加してほしいと出ていますが、これは事業計画の8番目に書いてありますので、ダブって書くこともないのではないかと。

(2)「第1次事業計画」の3行目、「このため、淡水導入及び土砂供給方法の問題整理・検討を開始します。」を追加したほうがいいのかという意見が出ています。これに関しては、問題整理と検討をきちっとしてから事業に入るべきではないかということで、皆さんの中ではほぼ賛成という意見が大半を占めています。

は、「干潟的環境(干出域等)形成に関する地形や淡水導入に関する試験」を追加してほしい。

3ページ、「施策の体系図」の中で、事業計画の7ページを見ていただきますと、この中に「土砂供給の回復」と「汽水的な環境の創出」というのがあって、この二つを統合して「多様な環境の復元」と一つにしたらどうか。これに関しても、若干反対のほうが多いかなという意見になっています。

大西会長 反対のほうが多いということですか。

後藤委員 3人のうち、反対のほうが多い。元のほうがいいと。まだ議論をきちっと詰めていないので、簡単に傾向だけを言っています。

次がポイントですが、(2) 右枠の修正ですが、「干潟化(干出域の形成)の試験」の文言を修正したほうがいいのかと。これは意図としては、干潟化というと、無理やり砂を持ってきてやってしまうというイメージがありますので、この文言修正をしたほうがいいのかという意見では大体皆さん一致しているようです。その修正文言案が例えばA、B、Cとありまして、「干潟的環境(干出域等)形成の検討・試験」が若干多いようです。

右枠の修正ですが、「淡水導入の試験」を、検討をきちっとしてから試験をするべきだと。この辺は大体一致しているところです。

は、「土砂供給の回復」と「汽水域的環境の創出」というのは非常に関連がありますので、矢印を両方につなげていくということで、ここの施策の体系図は大体その辺の意見が出ております。

次に「計画事業」、事業計画では8ページです。

ここもやはり「干潟化」という言葉に関して修正してほしいというのは、先ほどのものから関連するのですが、一つ目としては、「三番瀬は埋立ての結果……………」という文章を入れ込んでほしいというのがありました。一々説明しているとあれなので、後でゆっくり読んで、また議論していただきたい。

「土砂供給……………」、具体的には市川市所有地沿岸域とか猫実川とか行徳湿地などを書いてあります。これに関してはフィフティ・フィフティな形で皆さんから出ています。

1行目～の文章の修正。「三番瀬は埋立てにより干潟が減少し、潮流が変化し、悪化が進みました。」、こういうふうに文章を直してほしいという意見が出ています。これに関しても半々ぐらいに意見が分かれるところです。

3行目の文章の修正・挿入。「戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬に近づけるため、これは若干賛成が多かったように思います。

3行目～の文章に挿入ですが、「また……緩慢な土砂供給を河川等から自然な流入あるいは人為的に行う……」。河川からの流入も含めて検討してほしいという意見が出されています。これに関しては、概ね、こういう修正をしたほうがいいのかという結果が出ています。

次に、5ページ、「計画事業」、同じところの「干潟化の試験」ですが、

め」以下の部分に文章の追加・挿入・修正をしてほしい。「このため、三番瀬への土砂供給方法の問題整理、検討を開始します。その際、干潟的環境の再生に関して、河川からの自然の土砂供給等のため、堰、河川ルート、河川内の干潟的環境の形成等の検討を行います。」を追加してほしいと。これに関しては、若干賛成の方が多い傾向があります。

7行目～文章の修正。「また、緩やかな人為的な土砂供給による干潟環境再生に関する事例の収集」を付け加えてほしいという意見が出ています。

9行目の「工法」を「方法」に修正。あまりにも土木的な言葉なので、もうちょっと幅広い検討をしてほしいということで、「方法」に修正しております。

8行目の部分の修正。これは、「旧江戸川からの土砂供給のルートや規模を検討します」と。「旧江戸川」という言葉をきちっと入れてほしいという趣旨ですが、ほかのルートも江戸川からのルートも考えられるのではないかとということで、若干これに関しては反対のほうが多いという感じです。

6ページに移ります。ここから「計画事業」の「2．淡水導入の試験」です。

これに関しては、「1．淡水導入の試験」を「淡水導入の検討・試験」に修正する。これは概ね皆さん合意が取れております。それはということかということ、試験をやるにもいろいろなことをきちっと検討してからやったほうがいいんじゃないかということ出されています。

1行目～の文章の修正。「単調化」という言葉がその中にあるのですが、これを「悪化」に修正したほうがいいのではないかと意見が出されました。これに関しては、若干反対のほうが多いかな。「悪化」という言葉をもう少し直す必要があるのかもしれない。

8行目～の文章に追加。これに関して、江戸川放水路からの淡水導入を明記すべきということで、文章としては「特に、江戸川放水路からの淡水導入あるいは土砂供給については、新しい利根川治水計画策定の時期でもあり、漁業者や堰、水利権との調整をしながら、実現に向け早急に検討を開始します。」というようなニュアンスを入れてほしいということで、これは概ね賛成が多いようです。

に関しては、猫実川の淡水導入の意見がありました。この辺までは比較的合意できているのですが、につきましては、「見明川、境川からの淡水導入について検討します。」というのは、あまり具体的に書かなくても、検討の中で議論していけばいいのかなという意見が多かったようです。

(3) 全体的意見から、市川塩浜護岸の改修のときにモニタリングについてきちっと書いてありますので、その方式をほかのところでも明記してほしいというのがありましたので、これについては、皆さん、その方向のほうがいいのではないかとことになっていきます。

皆さんわかったかどうかわかりませんが、まだ議論が詰まっていないので、傾向だけお話ししたので、後でじっくり見ていただければ。

第2節に移ります。7ページからです。

事業計画の10ページ、「第2節 生態系・鳥類」に入ります。

一つは、タイトルの修正をしたほうがいいのではないかと意見がございました。これは、あまりにも幅が狭いと、また事業計画が新たに追加されたときになかなか入りにく

いのと、基本計画の整合性から、今までやってきた「生態系・鳥類」というタイトルでいいのではないかという意見が大体を占めています。

次に事業計画の 10 ページの四角の下の「第 1 次事業計画の目標」に関しては、4 行目の文章に「生物多様性を高めるため、三番瀬で復活を目標とする生物種を選定し、それらの生物の生活史を含めた生態系についての事例収集や調査・検討を開始し、三番瀬でその生態系の再生について検討します。また、」という文章を挿入してほしいということで、これは半々ぐらいの感じだと思います。

次に事業計画の 11 ページ、「施策の体系図」です。

その中で、左枠の 2 段目に「多様な環境の復元」とありますが、それを削除したほうがいいのではないかという意見をいただいています。これについては、関連する体系図なので残っていてもいいのではないかと。もちろん先ほどの議論にあったように、「干潟化の試験」とかそういう言葉は直したほうがいいのではないかという意見があるのですが、一応残したほうがいいたらうという意見が大勢を占めております。

資料 2 の 8 ページに移っていただきます。

事業計画の 13 ページ、「計画事業」の中の「2 . 三番瀬自然環境調査事業」、ここに「この調査が、三番瀬再生事業の中で中核的役割をもつものであり、各種調査主体による調査、モニタリング活動を統括する事業です。したがって、県・再生会議との有機的、機能的な対応に努めることとする」を追加してほしいという意見がございました。これに関しては、ほぼ内容はいいだらうということですが、文章をもうちょっと柔らかくしないとイケないかなという意見が大勢を占めています。方向としては賛成の方が多いようです。

(2) 計画事業を追加してほしいというのがあります。それは、追加計画事業として三番瀬再生生物・生態系調査事業を緊急・早期着手事業として入れてほしいと。5 年の計画として、三番瀬の再生で目指す生物種、生態系の調査・検討をする。

三番瀬の再生で目指す目標を明確にするため、復活させる生物種を選定し、そのために回復すべき生態系の事例収集、調査、検討を行います。

1) 目標生物調査

- ・三番瀬でいなくなった生物、希少になった生物種。(動・植物)
- ・復活させる生物の生活史 (生態系)
- ・食物連鎖の位置づけ

2) 目標生物の生息環境の再生調査

- ・目標生物として選定された生物を復活させるための三番瀬の生態系再生に関する調査・検討

を早期にやったほうがいいのではないかと。これは若干賛成の方が多いようです。

(3) が、数値目標を掲げたほうがいいのではないかと。例えばスズガモが何万羽とか、アサリを何トンとか、ノリ何帖などという意見もあったのですが、なかなか今の時点でこういう数字をきちっと出すのは難しいだらうということで、若干反対が多いかなということでございます。

次に、「第 4 節 水・底質環境」ですが、事業計画の 21 ページ、資料 2 は 9 ページをご覧ください。

一つは、またタイトルの変更があったのですが、これは同じような理由で変えないほう

がいいだろうという意見が大勢を占めていました。

次に、事業計画の21ページの「第1次事業計画の目標」、ここに関してはかなり全体的な記述についての意見が出されています。本来、三番瀬再生の位置づけでやる事業なのだから、再生へ寄与する事業計画にしてほしい、寄与効果を数値的にできるものは出しておいたほうがいいだろうと。これは概ね皆さん合意というか、そういう方向のほうがいいのではないかとということで考えております。

5年後の三番瀬とその周辺の姿、目標を記述したほうがいいのではないかと。5年後には、三番瀬とその周辺水辺では、どこがどう良くなり、どのような姿になるのかを目標として記述してほしい。5年間の事業が終わったら川がこんな状態になったよとか、そういうことをきちんと書くべきではないかと。これに対しては、概ね皆さん合意しているようです。

他の目標に配慮、連携の取れた計画であるべきだろうと。例えば「海と陸との連続性」とか「環境学習」などの応援になるような記述が要るのではないかとということで、「例えば」ということで、河川護岸の親水性、船着場の整備、護岸の多自然化と観察会の開催、地元の要望も聞きながら整備検討してほしいという意図だと思います。意図としては賛成している方が多いのですが、船着場とかそういうものが生々しく書いてあるので、若干反対の方もいらっしゃるという状況でございます。

資料2、10ページ。

(2)の、これは文章の修正です。2行目「生物多様性を回復し、……重要です。」という2行ですが、ここに「また、水循環の健全化のため、流域河川、湿地の再生、湧水の保全など、自然のメカニズムが働く豊かな環境を取り戻す必要があります。」というニュアンスを入れてほしいと。これに関しては、大体皆さん賛同しているようです。

3行目～6行目を削除。「このため……」、ここをごっそり取った方がいいのではないかと意見があったのですが、これは概ね残していいんじゃないのかという意見が多かったようです。

5～6行目の文章の修正。「また、多様な塩分濃度の汽水域の復活……」という文章ですが、ここには「旧江戸川からの淡水導入及び土砂供給」と、具体的に「旧江戸川」という言葉を入れてほしいということだと思いますが、これに関しては若干反対が多いようです。

文章の追加です。「さらに、水循環の再生のため、流入河川の近自然化や湿地の再生、湧水の保全を通して、自然の水質浄化機能の向上を図るほか、モデルケースとして三番瀬周辺の小河川の復活を検討し試験を行います。」と。これに関しては、概ね皆さん合意している。

7～8行目の文章の修正。「そして、河川及び東京湾……」というところですが、そこで「今以上に強力に実施し、……実施します」と。これに関しても、皆さん大体合意しているようです。

8行目の文章の修正。「……排水対策等を実施するほか、高度処理水の河川への還元導水事業をさらに積極的に推進し」という言葉を追加してほしいと。ここは賛成が若干多いようです。

次に11ページ。

文章の最後に追加してほしいと。「また、これまで県が行い継続していく事業については、三番瀬の再生に寄与する視点で検討・充実させていきます。」という文章を入れてほしいと。これについては皆さん合意しております。

それから、「施策の体系図」、事業計画の22ページです。

これに関しては、概ねこれを削除するというのですが、削除にはほとんど反対です。

「海老川流域水循環系の再生」を、「海老川流域の自然な水循環の再生」と「自然」という言葉を入れてほしいと。もう一つ、「合併浄化槽のさらなる普及」と「さらなる」という言葉を入れてほしいと。これは皆さん大体合意されているようです。

12ページに移っていただきます。

「汚染メカニズムを調査し、原因を断つ」という内容を明記すべき。これについては、まだ保留の方が多ようです。

5カ年の達成イメージ、数値目標、目安を示すべき。これは大体の方が合意されているようです。

次に「計画事業」に入ります。事業計画の23ページをご覧ください。

海老川流域に関しては、事業名を、「自然な水循環の再生」と「自然」を入れてほしいと。これは、概ね皆さん賛成しているようでございます。

「5カ年の目標：」の修正。そこに線を引いた「樹林地の保全と再生を図りつつ、残された湧水源を保全し、まちづくりの様々な場面での」という言葉を入れてほしいと。これについても、大体皆さんいいようです。

も同じようなので、後で読んでいただいて、面的につなげるという指示があって、これも概ね皆さんいいようです。

13ページ、海老川ですが、はさっきのと同じですので、省きます。

、「内陸部の緑地保全に係る事業の取り組みをさらに強化する」という言葉を挿入したほうがいいのではないかと。これも概ね皆さん「いい」という方向で考えていらっしゃるようです。

(3) できれば数値目標を入れる。条件付きながら、数値目標ができるものはできるだけ入れようじゃないか、5年間でどこまでよくなるのか、そういう意思が必要だと。

(4) 産業排水対策。「また、三番瀬およびその周辺に流入する汚濁負荷を常時監視し、異常な負荷の発生を感知し緊急に対応できるモニタリングの仕組みを検討します。」を追加したほうがいいのではないかと。これはできるのかどうかかわからないですが、方向として入れていったほうがいいんじゃないかということが意見としては多いようです。

(5) 流域県民に対する啓発。

、「また、汚濁負荷量の多くが生活排水系となっていることから、自分で使う水がどこから来て、排水がどこへ流れていくのか、を流域住民に知らせることにより、海とのつながりを知ってもらうマップ等の作成を行います。」。これに関しては、方向としてはいいのではないかとという意見があります。

次のページ、事業計画の24ページ。

(6) 「3 江戸川左岸流域下水道事業」。

5カ年の目標の修正。「処理人口の適正化と普及」という言葉を入れてほしいと。これに関しては、皆さん大体賛成のようです。

最初に以下の文章を追加。「下水の処理はできる限り発生源近くで処理することが望ましいという考え方を基本にしながら」を追加してほしいと。これも大体皆さん賛成のようです。

最後に以下の文章を追加する。「さらに、三番瀬周辺の処理場における洪水・増水時の塩素処理の問題は、三番瀬や漁業にも影響を与えることから、三番瀬周辺の処理場における塩素処理にかかわる技術や方法の検討も行います」を追加する。これに対しては、大体皆さん賛成されていると思います。これは以前から漁業者の方からかなり出ていた意見だと思います。

15 ページ。

(7) 計画事業の追加。これは計画事業を追加してほしいということで、「真間川流域水循環系の再生」を追加してほしいというのがありました。これに関しては、保留もあったのですが、方向としては皆さん賛成ではないか。

その下は、追加事業の2番目として、「三番瀬周辺の小河川再生の検討・試験」を追加してほしい。5カ年の目標としては、「再生させる小河川の検討と試験」。内容としては、「三番瀬周辺にある小河川のうち、再生可能な河川を整理・検討し、汽水域、後背湿地復元、自然浄化機能の向上のモデルケースとして実験していきます。また、再生に際しては、多くの主体が参加できるよう努め、この実験を通して、自然再生の体験やノウハウの蓄積、人材の育成を図ります。」ということで、これに関しては皆さん概ね賛成の意見が大半を占めています。

最後に16ページですが、以前「河川流域ワーキング」という「護岸・陸域」と「海域」のメンバーで構成したもののいい表があるので、それをぜひ皆さんの議論のたたき台にしてほしいということで、図10「三番瀬の再生のための『水循環の再構築』のフロー」と、もう1枚、実は2枚入れていただくようにしたのですが、きょうは入っていないので、また次回にでも入れていただくような形を取りたいと思います。

現状では議論を尽くしてないのですが、こんな整理を行いましたということだけ、ご紹介です。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

確認ですけれども、これは、今、多数とか少数とか言われていたのは、3人の……。

後藤委員 私と、本木委員と佐野委員からいただきまして、傾向としてはそんな傾向で、集まって議論をしたわけではなくて。

大西会長 清野さんの意見は……。

後藤委員 入院中で、まだ全然出ていませんので、入ってないということでご了解いただきたいと思います。

これからの作業としては、意見をいただいた方にも、ちゃんと、こんなまとめ方でよかったのかなとやり取りしながら……。

大西会長 「それ以外の方」というのは……。

後藤委員 先ほどの細川委員、米谷委員……。

そういうこともやっていないので、今の現状でということ。

大西会長 中身の議論を改めてまた一つずつやっていきたいと思います。

すごく丁寧にやっていただきましたが、全体からいくと、この資料で 34 ページにわたりますが、今、後藤さんが説明した分が 14 ページありますので、半分近くを今のが占めている。今の時間が 5 倍かかるというわけではないと思います。

丁寧にやっていただきまして、ありがとうございます。

ちょっとフォローしきれなかった方もいると思いますが、丁寧に対照させていくとわかるわけです。ただ、それを 3 人の方全員が支持しているわけではないということで、それは議論のところでもまた詰めていきたいと思っています。

今、全員が賛成とかいうコメントもしていただきましたが、取りまとめの方をお願いするときに、1 人の意見でも重要だというのから、全員賛成しているという、その辺がわかるほうがいいので、そここのところも報告していただくようお願いしています。

次に、グループ B についてお願いいたします。

グループ B は工藤委員に取りまとめをお願いしましたので、工藤委員からお願いします。
工藤委員 グループ B のまとめですが、グループ A のように様式に従って書き込んではありません。18 ページをご覧ください。

グループ B に関しましても、実は全体も含めての意見という形で、最初に細川委員、それから後藤委員、米谷委員、その他、ご意見をいただいております。そういったものも含めて整理していくというスタンスでやっているわけです。実は竹川委員からは、ただいまのグループ A のようなスタイルで、その様式に沿った形での書き込みもいただいておりますが、時間の都合もありますので、それは後回しにさせていただきます。

いろいろ考えてきたのですが、どうするか、これはかなり独断と偏見が多いのですが、まずは非常にまとめにくいというのが一つの大きな要素です。だものですから、取りまとめの方針をまずきちっと固めておこうと。そして、取りまとめの方針をきちっと固めた上で、グループ B の特徴としては、何分にも漁業の問題なものですから、漁場再生検討会とかいろいろなものがございます。また、竹川委員からもいろいろ意見をいただいているのですが、例えばその中には、現在のままでは少なくとも漁業法や漁業協同組合法と抵触してしまうような問題も出てきますので、そういう調整もしなければならない。どのくらいまで調整できるかという検討にも相当時間がかかりますので、そういうことを含めて若干先送りのものが多いということでございます。ですから、先送りが多いので、その分はしっかりと取りまとめ方針をつくっておいて、それに沿っていきたいということで、まずこれを検討いただきたいと思ひまして、18 ページから書いてあります。

まず最初ですが、いきさつはよろしいので、第二段落からお願いしたいと思います。

素案の当該箇所は、「基本計画案」「第 1 次事業計画の目標」「施策の体系図」「計画事業」の順に記載されているわけです。この項目立てに関しては、これは既に再生会議で合意が形成されていますので、修正意見は述べませんということで一応合意しております。

これは、例えば竹川委員からは、こういうところについても意見があるにはあるのです。

また、「基本計画案」は、昨年 4 月 27 日に知事から諮問を受け、6 月 16 日に答申案が合意形成されています。そんなようなことで、パブリックコメントが終わっていますので、県が確定した計画の該当部分の転記です。「計画案」という四角は転記ですから、これも添削をいたしません。これは最初の基本方針です。

そこで作業というのは、「第 1 次事業計画の目標」「施策の体系図」「計画事業」、こうい

ったものがそれぞれ「基本計画案」に照らして矛盾しない適切な内容になっているように調整するというようにしております。「基本計画案」に付け足しをしてしまいますと、これは大変なことになってしまいますので、それはしないということです。先ほども後藤委員のほうで例えばタイトルの問題などあったわけですが、私どもにもございました。タイトルを変えると、これは整合性が悪くなっちゃうんですね。ということで、なるべくいじらないという考え方です。

「第1次事業計画の目標」。

素案では、「第1次事業計画の目標」の部分が、漁業収益の改善には漁場の生産力の回復が重要であるということを示し、流れづくり、アオサの対策など漁業環境改善の取り組みと、ノリ、アサリに関する調査研究等の推進による漁業振興策に限定して、短い文章が載せられているわけです。この文章が短いために、実は「基本計画案」の内容を反映しきっていないところがあるのですということで、この辺について少し考えさせてください。

まず、第1次事業というのは、平成18年度を初年度とする5ヵ年ですが、いわゆる第1次事業の目標というのは、達成目標のことではなくて、事業の効果目標であると我々はまず読ませてもらいたい。その上でものを考えてみたいと思います。

そうすると、「基本計画案 第2章第3節」のところ、これも目標は非常に漠然としていますが、しかし、何回か読み直してみますと、安定した生産と収入が得られる漁業（主にノリ養殖とアサリ採取）の実現というのが一つ、漁業の振興による水質浄化機能の向上が一つ、多様な水生生物が安定して生息する生態系バランスの取れた豊かな漁場の再生が一つ、後継者の育成というのが一つ、千産千消の需給システムづくりというのがあります。こんなものが挙がってきます。

この部分の添削に関して、竹川委員の意見がほぼ同様の観点から修文を含んでいます。また、グループ外の委員からの意見としても、細川委員から、「他節の諸事業との関連を留意する」ということがあります。あるいは、「後継者の育成・支援を加筆すること」という内容が米谷委員からございます。基本計画にあるのに実は事業計画にないというのは具合が悪いわけですから、これは入れさせていただきます。それから、「漁業者と消費者を結ぶ千産千消の推進を加筆しなさい」というのが後藤委員の意見です。これも基本計画にあるのに事業計画に書いていないですね。あと、「青潮の生物の避難場所の知見を収集せよ」というのが後藤委員からありますが、これは果たして漁業としてここに書けるのかどうかは、これから議論させてください。

今後の整理・取りまとめにあたっては、寄せられた意見を尊重しながら、基本計画案の第2章第3節の実現に向けて必要な事項を整理し、そして、これは遅速の順というのを1回考えてみたいと思っています。計画事業が3段階に分けられていますが、そういったことを考えて設定して記述したいと思っています。

それから「施策の体系図」ですが、これが大変厄介で困っております。この体系図で、右側は計画事業の項目が列記されていて、それをグループ化した大項目が左側の二重枠に入っているわけですが、実はこの大項目が基本計画案の第2章第3節の「目標」に相当すると考えられます。そうだとすると、漁場環境の改善、漁業の振興だけが今のところ挙げられていて、ほかの重要な目標、先ほど申しましたようにたくさんありましたが、これが

千産千消も含めているいろいろあるのですが、そういったものは全部抜けているわけです。

体系図の修文については、既に竹川委員から枠内の文章添削案が示されていますが、後藤委員からも「基本計画との整合を図る必要がある」と言われています。この辺、また細川委員の意見、米谷委員の意見、いろいろございますので、こういったものに添ってまとめていきたいのですが、その構想として、ここに5点挙げておきました。

まず1番が、計画事業には、継続的事業、緊急・早期着手事業、中期的事業、長期的事業の区別があるということ。この素案では、このことが体系図には考慮されないので、考慮したほうがいいでしょうということです。

2番目、二重枠内の項目は、「基本計画案 第2章第3節」に記載された内容に即したものと整理・修文します。

3番目、基本計画案の目標は、複数の事業の総合された効果として達成できるものですから、矢印は右左で錯綜してもよいはずだということです。ただし、主複のような重みの差がある場合、太線、細線で区別するようなことも考えなければなりません。

4番目、計画事業には、継続事業として既に平成18年度予算によって執行中のものもあります。ほかのグループになりますと、これは護岸だけですが、漁業の場合は既に執行中の事業はたくさんあるのです。それらについて、今年度の計画はもうとっくの昔に県議会を通して実際にやっちゃっているわけですから、これはもう変更不可能ということをもっと認識しなければならないということです。あとは結果しかわからないですね。

5番目、漁業というのは漁業権によって権益化されています。漁業者を構成員に含む漁場再生検討委員会が設置されていますので、今いろいろ批判はありますが、そこで審議されている問題に対してこっちが先に結論を出すわけにはいかないということもございまして。

こういった以上5点に留意しながら、グループ内の意見を調整していく予定です。

次に「計画事業」に移ります。

素案では、7種類の事業名とその事業内容が記載されています。また、事業名欄の下のほうには時間軸調整が括弧書きで記入されています。時間軸整理に着目しますと、中期的事業が一つ、緊急・早期着手事業が一つ、そしてそのほかの五つが継続的事業となっています。

ただし、中期的事業に枠付けされている「三番瀬漁場環境の改善」は、流れや出水の制御等に関する土木工学的検討とそれに続く事業は5年から10年後着手の構想になっていますが、その前提になっているものとして、資料収集としての漁場特性マップづくりが漁場再生検討委員会のほうに提出されて審議されまして、現実に既に始まっております。既に始められている継続的事業になっております。

また、緊急・早期着手事業に枠付けされている藻場の造成試験というのも、その一部は既に平成18年度の同名の事業として予算化されて、実施待ちになっています。これは時期があるものですから、もう既にやっているでしょう。アマモの花の咲く時期ですから、やっているはずですよ。

上記2事業を含め7事業がすべて平成18年度事業計画に盛り込まれたものです。したがって、事業内容の記述は、既に成果を収め、あるいは収めつつあるものがほとんどであります。

したがって、グループBの作業として、これらの事業内容については、期日を圧縮

することはできても省略することができないという事情にあります。

今できることは、一つは、「平成 18 年度の成果を得た後」と書いていますが、成果を予測した後でもいいのですが、それらをどのように評価し、基本計画案の目標に沿って 19 年度以降どのように展開するかを追記する。こういうことになります。

この作業は大変見通しのきかない困難な内容を含んでおりますが、漁場再生検討委員会はこの 7 月に開かれるということですので、それ以前に議題なども教えていただいたり、大体の方向、事務局の報告事項等は先にわかるわけですので、そういったものを教えていただいて、少なくとも 7 月の再生会議ではある程度の方向づけをしたものをお示ししたいと考えています。しかし、かなり際どい作業となりますので、際どい作業でございますから若干遅れることはひとつご理解いただいて、お許し願いたいと思います。でき得れば、ほかの C、D 等のグループの作業を先行していただいて、B グループの作業はやってないわけではございませんので、結果を少し保留していただければありがたいと存じます。

竹川委員の非常に詳しいものは、皆さんのお手元には既に事務局から配られていると存じます。それをご覧いただければと思います。

以上です。

大西会長 取りまとめの報告がありました。

担当したセクションの中で、何か補足がありましたら。

さっきの後藤さんのときにそれを聞かなかったのですが、議論は後にしたいと思いますが、何か補足があったらそれだけ受けたいと思います。

竹川委員 B グループの委員がもう 1 人いらしたのですが、どういうふうな経過で……。

工藤委員 ちょっと言い忘れまして。各委員の意見を私は最後に申し上げなければいけない。

私は、きょうはこの形で報告させていただくのでよろしいですかと。そうしたら大野委員からは、結構です、このことについては問題はありません、ただし、全体のことですが、文章を整える議論ばかりしていないで、再生会議としては早く具体的な再生事業を進めてほしいと、こういう意見でした。これは全体に対する意見です。

竹川委員からは、三番瀬漁業の発展対策、これは業態と経営の効率化と近代化という問題ですが、項目を足してほしいというのがありました、これについても報告の際に取り上げてほしいと。先ほどちょっとだけ取り上げさせていただきました。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

いま報告していただいておりますが、報告が終わった後、個別に検討していくこととなりますが、検討の順番で、例えば漁場再生検討委員会の議論が必要な、そこで詰まってから検討したほうが効果的なものもあると思いますので、その辺は、それぞれの節が比較的独立性が高く、1 番からずっとやっていかなきゃいけないということは必ずしもないと思いますので、順番は今の取りまとめ委員の要望等を踏まえて進めていきたい。例えば漁業関係については少し後ろのほうに回すということもやっていきたいと思います。

それでは次に、第 5 節から第 7 節を担当した C グループ。これはわりと多くの委員が入っておられますが、川口さんに取りまとめをお願いしました。

川口委員 C グループに意見を寄せられたのは、外からは細川委員だけで、5 節について 1 行だけ触れておられました。

Cグループは私を入れて6名ですが、意見は3名だけの意見でした。多分これは、テーマが大きいもので、短時間のうちに意見を集約するのは大変難しいことだと思います。

第5節に関しては、「景観を活かしたまちづくり」のルールづくりが必要だろうということと、パブリックコメントの中にもあったように、1丁目の護岸を漁港を含めて早急にやるべきだという考えが強いと思います。

今言ったように、6人中3名だけの意見なので、これは全体の意見と言うことはとてもできないと思いますので、これは個人的な提案というか、5節、6節、7節は1節にも2節にもかかってくるようなので、三番瀬を活かしたまちづくり検討委員会もしくは研究会を早急につくるべきだと。

これはなぜかといいますと、市川市では、平成12年から18回、検討会を続けております。そして、かなりカチツとしたものがもうでき上がっております。それに対して県はどのような意見を持っているのか、あるいはどのような検討を市川市とドッチボールをしているのかどうか。既に片方では具体案が出ています。県のほうは、特に6節、7節について具体的な計画案が提示されていませんね、事業計画として。ですから意見の言いようもないです。前回の11回目の再生会議のときに県に質問しましたが、この案については市民側から提案してもよいのかということ投げかけましたが、そういう意味で、この問題も広くてとても重要な問題を含むので、県としても独自の案を。それは市川市と整合性があっても当然いいわけで、そういう意味で早急に県が責任を持って出せる案をつくるべきだと思います。そのために研究会を早く立ち上げていただきたい。これは、3名の意見の中の2人だけ共通した意見のようです。

ということで、ほかのグループの委員からもあまり意見がないので、ここで勝手に1人の意見でまとめてもグループ全体としての意見になりませんので、一つは、1丁目の検討を早くする。これは5ヵ年計画の中に入れる。それと、三番瀬を活かしたまちづくり、ルールづくりをきちっとつくる意味でのまちづくり研究会を立ち上げるべきということ提案として、終わらせていただきます。

大西会長 Cグループの方で補足がありましたら。

歌代委員 私は、文章としては提出してはおりませんが、川口さんと全く同じ意見でございます。既に走り出した車でございます。止めるわけにはいきません。

これは平成22年頃の完成、900mの間は先行するということですが、その具体的な考え方、絵すら、まだ描かれておりません。市川市においては、先ほど川口さんからお話があったように、12年から何回となく検討をし、いろいろ絵も描かれております。私は、地元の、まさに三番瀬のもとにいる南行徳地区の住民でございます。このパブリックコメントにおいても、海に触れられて水に親しめる場所をつくってほしいということは数多く寄せられております。具体的に、円卓会議におきましても私は提案をしております。ウッドデッキのコーナー、潮溜まりのコーナー、また砂を入れて海に入れるコーナー、こういうところもつくるべきではないか。また、私は環境の方々とも一緒に考え方を持っておりまして、泥干潟のコーナー、こういうことも考えていっております。したがって、県としてもぜひ夢のある絵を描いてほしい。既に900mはやらなければならないのですね。この絵が何も描かれていない。市川市ではそういう面も考えて絵も描かれておりますので、その点を考慮しながら検討していただきたいのと、このように思っております。お願いし

ます。

後藤委員 実は私のほうは5節と6節に関して全体の中で意見を出させていただきましたので、多分、今回漏れて目に触れていないと思いますので、それはそれでまたご検討願えればと思います。

大西会長 漏れているというのは……。

後藤委員 意見は出してありますので。今回、入っていない。

川口委員 私の手元には来ておりません。

後藤委員 後で渡しますので。

大西会長 今のは県のほうで確認できますか。

三番瀬再生推進室 事務手続的に4月28日までに自分の所属しないグループについて意見を出してくださいということで、出された意見については、基本的には全委員さん方に送っているはずですが、もしないとすれば、何か手違いがあったかどうかわかりませんが、基本的には、メールが届く方にはメールで、メールが届かない方にはファックスで送るという形でやっております。

大西会長 議論はこれからなので、後藤さんのを回すということで。

三番瀬再生推進室 はい。行ってないということであれば、出します。

竹川委員 関連ですが、私も28日には提出しております。5節、6節、7節にも触れております。先ほど漏れておりましたので、よろしくお願いします。

大西会長 では、そこは手違いがあったのかもしれませんが、よろしくお願いします。

それでは、次にDグループ、吉田委員、お願いします。

吉田副会長 Dグループは、「第8節 環境学習・教育」「第9節 維持・管理」「第11節 広報」を担当しております。私を取りまとめ担当で、蓮尾委員、米谷委員と3人で4月30日に市川野鳥観察舎に集まりまして、顔を突き合わせて議論したものをまとめております。すべて全員一致の意見でございます。それから、4月28日までに関係する節についていただいた意見についても、極力入れているつもりでございます。

まず、第8節ですが、資料2の24ページ、「再生計画(事業計画)(素案)」の34ページをご覧ください。

第8節、あるいは9節、11節もそうですが、環境学習・環境教育、維持・管理、広報に関して、これはほかのところでももちろんそうなのですが、この「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)」というのは、基本的には県がやることをまとめたという趣旨はわかるのですが、特に環境学習というのは、関係市が行っていたり、学校が行っていたり、あるいはNPOが行っていたり、そういったものが非常に多いわけです。ですから、千葉県が主体となって取り組む事業だけ書いていたのでは非常に不十分ということになりますので、関係市やNPOとの連携について記述を加えたほうがいいのではないかと。

それから、全く書いてないわけではないのですが、「人材の育成確保を目指します」ということが基本計画案の中にあるのですが、人材育成確保というのは最重要課題であろうということから、環境学習、維持・管理の施設や場の検討と同時並行で若い人材の育成に係る財源の確保といったものを記述すべきではないかと。

この意見に括弧書きで書いてありますものは、どういうものということがイメージしにくいといけなないので括弧書きで具体名を書いてありますが、報告には最終的に固有名詞を

入れるかどうかはまた判断するとして、きょうは一応こういうものをイメージしてということを書いてございます。

第8節に戻ります。

「節の目標」がほかのところはみんなあるのですが、この第8節についてはないのです。「第1次事業計画の目標」ということで、「基本計画案」の四角で囲ったものと「計画事業」の間に、

三番瀬の再生をすすめていくためには、より広範に多くの人が三番瀬に関心を持ち、再生への活動に参加していくようにしていく必要があります。そのため、

- 1、環境学習・教育に関する検討委員会の設置
- 2、環境学習・教育に係る人材育成と財源確保の検討
- 3、三番瀬に関する環境学習・教育活動の支援

を行います。

そういったことを入れてはどうかという意見でございます。

今もう既に環境学習に関する検討委員会が設置されて2回開かれていますのですが、この「5カ年の目標」では「その検討会を設置して検討します」というところまでしか言っていないので、これだと「5年間検討しているだけ」ということになってしまいますので、検討して合意が得られたところから実行するということを書いていく必要があるのではないかとございまして。それが26ページまでのところですよ。

「第9節 維持・管理」に移ります。資料2の27ページでございます。

全体に関することですが、第8節でも同じことを書きましたけれども、維持・管理にかかる費用が非常に重要なのですが、そういった確保に関する記述がないということで、具体例として括弧書きで、イメージが湧くように、例えば「我孫子市のオオバン市民債や狭山丘陵のトトロのふるさと基金」と書きましたけれども、そういった積極的な財源確保を検討すべきである。

それから、三番瀬再生計画案(円卓会議案)で後藤委員から提起された「三番瀬パスポート制度」などの非常にいいアイデアがいろいろ出ておりますが、そういったものが全く取り上げられていませんので、取り上げて検討すべきであると。実際、例えばクリーンアップ作戦などに参加した方にこのパスポート制度を導入すると参加が促進されて、また同時にノリやアサリのPRにもつながるのではないかと、そういう意見が出ております。

それから、自然環境調査やモニタリング合同調査を行っておりますが、これがただ行うだけではなくて、保全に具体的に生かされるようにすべきである。

それから、07年問題とっておりますが、団塊世代が定年を迎える時代にあたって、この世代の知恵と力と財を三番瀬再生に活用すべきであると、こういった全体的な意見がございまして。

その上で具体的な修文等の意見ですが、「第1次事業計画の目標」に関して、

1番目として、三番瀬の維持・管理に係る持続的な財源確保のため、市民債やナショナルトラストなどさまざまな手法について研究を進めていきます。

2番目として、漁業者、市民などが、友好的で広域的につながりをもって協働できる「三番瀬パスポート制度(仮称)」などさまざまな手法について検討を進めていきます。

3番目として、「モニタリング体制を確立します。」という最後の言葉の後に「モニタリ

ング体制を確立し、水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応していきます。」と加えてはいかがか。

4 番目として、また、クリーンアップ活動等、関係市や市民によって行われている維持・管理活動を支援していきます。直接県が行っているものでないものについても「支援」という言葉を入れてはどうかということでございます。

次に、「計画事業」に入ります。「事業計画(素案)」のほうでは 37 ページになります。資料 2 のほうは 29 ページです。

まず、「計画事業」の 1 としてビオトープネットワーク事業がありますが、これは学校内のプログラムで終わっては上流から三番瀬までつながりませんので、それをつなげるために以下のようなことを入れてはどうか。

- 1) 市川市や船橋市で行われている「生き物マップ」のようなビオトープマップ(生物マップ)づくりと組み合わせて、実際に生物の分布の拡大をモニタリングできるようにする。
- 2) 流山市グリーンチェーン戦略で計画されているように、民間企業に対する緑のネットワーク形成への協力依頼と協力企業へのラベリング制度などのインセンティブを開発する。

などの施策を組み合わせることが大切です。

ということを入れてはどうか。

それから事業名ですが、「学校を中心としたビオトープネットワーク」というのが学校でとどまってしまうようなイメージがありますので、「学校を中心としたビオトープネットワークの形成と展開」というふうにしたほうがいいのではないか。

「5 年間の目標」という部分についても、「さらに、ビオトープネットワークの展開を促進するため、市民による生物マップづくりを支援するとともに、民間企業による緑のネットワーク形成への協力を促進するための手法を検討します」というようなことを入れてはどうかということです。

それから、ここにはないのですが、新規ということで、三番瀬再生人材バンク事業というのをに入れてはどうかという提案です。これは先ほど「2007 年問題と団塊世代が定年を迎える時代にあたり、この世代の知恵と力と財を三番瀬再生に活用する」という視点から、

5 年間の目標：三番瀬再生人材バンクの創設

三番瀬再生に必要なさまざまな形で協力できる人材を登録する人材バンクを創設し、県の再生事業に協力いただくとともに、地元市、NPO 等から協力依頼があったときは、人材の紹介を行います。

ということを入れてはどうかということです。

以上が第 9 節です。

第 10 節を飛ばしまして、第 11 節に入ります。資料 2 の 31 ページ、素案の 41 ページになります。

節全体に関してですが、三番瀬の再生に関しては、県の取り組みだけではなくて、幅広い市民や企業の参加が求められることから、三番瀬再生に協力するすべての個人、団体が自由に使えるようなキャッチコピーやマークを募集し、一体感を持たせる。それと、これとちょっと矛盾するような形でもあるのですが、三番瀬再生に協力した企業のみが使用で

きるエコラベル（環境ラベル）、エコマークというのがありますが、一般名詞としてはエコラベルですね、これを開発して協力企業へのインセンティブを高める工夫をする。それから、三番瀬に関して漁業者が主役となれるような企画も重要であるということで、市川市で行われている三番瀬エコツアーのような催しを通じて三番瀬の漁業に対する市民の理解を深めるとともに、船橋市で取り組まれているインターネットやメーリングリストを通じた海苔販売など、三番瀬漁業に関する広報の推進ということもこの広報に入れたほうがいいのではないかと、という全体の意見でございます。

具体的に「節の目標」の部分、「第1次事業計画の目標」の部分ですが、最後の2行を「また、県とNPOとの協働による広報活動の推進、三番瀬の再生に集う個人や企業の参加の促進、三番瀬の漁業に関する広報の推進、未来の三番瀬を担う子供たちの育成を進めます。」というふうに書いてはどうだろうかということです。

具体的な事業のところに入ります。

計画事業は六つありますが、4番の「三番瀬再生事業の支援と広報」の部分についての意見です。先ほど述べました三番瀬再生のキャッチコピー、マーク、エコラベルなどのアイデアを反映したものにしていきたいので、最後の文章を「このため、NPOによる多様な再生事業への取り組みを支援し、県民や企業の参加を促すため、三番瀬再生のキャッチコピー、マークの募集、エコラベルの検討など、さまざまな広報活動に取り組みます。」というふうにはいかがかということです。

5番の「三番瀬再生クラブ（仮称）の設立」、6番の「三番瀬再生キッズ育成事業」という部分ですが、「大人・企業」と「子供」と分けるよりは、また行政が主体となってこのクラブを運営するよりは、企業の広報活動などある程度経験があるような方が事務局長になって、半独立的に企業の参加・促進をPRしていただく、そんなことをやったほうがいいのではないかと。子供クラブについても、環境教育について経験のある人も増えていきますので、そういった人を募集してやってもらったらいいんじゃないかと。そういう意見から、「三番瀬サポーター」という名称で、大人から子供まで、個人から企業までを含む組織として、子供向けの部分は「三番瀬キッズクラブ」のような形にしたらどうか。これは一つの提案です。

そうしますと、これを二つにまとめて、「三番瀬サポーター（仮称）・三番瀬キッズクラブ（仮称）の設立と支援」ということで、

三番瀬の再生には、大人から子供まで、また地域や企業までが参加する仕組みづくりが必要です。そこで三番瀬再生に賛同し、協力する県民、県内企業が参加できる三番瀬サポーター（仮称）を設立し、事務局に対する支援を行います。

また、三番瀬の再生には世代を超えた息の長い取り組みが必要であり、将来の三番瀬の再生を担う子どもたちが三番瀬に愛着を持ち、自然環境に対する理解を深めることが重要です。そこで、三番瀬サポーター（仮称）の中に三番瀬キッズクラブ（仮称）を設置し、地元の小学生を対象とした自然観察会の実施やインターネットキッズページを通じた情報発信などの自主的活動に対して支援を行います。

というふうにまとめてはどうかという意見でございます。

以上でございます。

大西会長　ありがとうございます。

それでは最後、Eグループです。倉阪委員、お願いします。

倉阪委員 私のグループは、第10節と12節の二つを担当しております。委員としては、私のほかに木村委員と細川委員、3人をございまして、特段集まるということではなくて、メール等でやり取りをしてまとめたということになります。

まとめるにあたりましては、Eグループに対して出された意見をできる限り盛り込むということをつくったつもりでございます。

具体的に、意見の形で6項目にまとめました。

まず、第10節のところですが、これは具体的には、「再生・保全・利用のための制度」及び「ラムサール条約への登録促進」ということで、先ほどのところみたいに楽しげなことがたくさん入れられればいいのですが、なかなか難しいところでありまして。

節全体について、やはり三番瀬再生計画のほうに書いてあるような具体的な動きが見えないということで、これは答申文という形で知事に直接具体的で目に見える努力を行うようお願いするということがいかがでしょうか、ということになっています。計画期間内に条例制定の重要性の認識が県議会にも共有されるよう、またラムサール条約への登録についての地元自治体・漁業者等の関係者の合意形成が得られるよう、具体的で目に見える努力を行うようお願いする。お願いする対象は、知事です。堂本知事に対してお願いしたいということでございます。

具体的な中身ですが、「ラムサール条約への登録促進」の項で「三番瀬がラムサール条約に登録されることは」と書かれているわけですが、「行徳内陸性湿地などの関連地とともに」ということで、幅を広げて検討していただけたらどうかという意見が入っております。特に漁業者については、意見としては前向きでもう少し具体的に書いてあったのですが、なかなか入らなくて、関係者のところに「漁業者をはじめとする」ということで書かせていただいております。

第10節は以上でございます。

第12節、「東京湾の再生につながる広域的な取り組み」というところですが、こちらにつきまして、具体的に(1)から(4)まで計画事業の事業内容が挙がっているところですが、それに加えてもう少し新しく、従来からやっていることだけでなく新しく、例えば交流会の開催、上下流の交流の強化等、特別の取り組みを企画・指示するということを書いたらどうだろうかという意見がありましたので、文章化して「意見4」とさせていただきます。

それから、意見の(5)ですが、「赤潮、青潮が発生するなど湾全体の問題となっています」というところを、「生態系の状況が悪化し」と具体的に指摘したらどうかという意見でございますので、入れさせていただきます。

取り組みの趣旨ですが、柱書きのところになりますが、「広域的取り組みを行います」、この趣旨を明確にしたらどうかということで、ことによって三番瀬の再生に資するとともに、東京湾内に残された貴重な自然としての三番瀬の重要性を広く知らしめるということで、手厚く趣旨を書いたらどうかという意見を書かせていただいております。

以上、意見の形で1から6まで整理させていただいたところでありまして。

大西会長 これも全部が全員一致ということでもいいですね。

倉阪委員 グループ内の意見としては全員一致でまとめさせていただきます。

後藤委員 CグループとDグループはほかの方のコメントがなかったので、あれば……。

大西会長 全員一致ということなのですが。

米谷委員 Dグループの 27 ページの「我孫子オオバン市民債」については、詳細を、集まった後で、メンバーや県に提出しました。というのは、円卓会議の「護岸・陸域」小委員会のときに、浦安の湿地化用地が市議会から「9億です」と言われたそうなので、9億以上集めた市民債に敏感に反応して詳細を問い合わせたのですが、国債よりも利率が若干低く、定期よりも若干高いということで、我孫子市の古利根沼というところの湿地保全のために、発行額2億に対して10億の申し込みがあったというので、それに敏感に反応して資料を提出してあります。追加意見です。

大西会長 ありがとうございます。

全部発表していただきましたが、これからの進め方ですが、これは一つ一つ全部議論をして、再生会議での合意を図って答申案をまとめるという作業をしていくわけです。

きょうはほかに幾つかどうしてもやらなければいけないことがあるので、当初は一つくらい議論したいと思ったのですが、それをやる時間はおそらくきょうはないと思います。次回以降、議論していくということです。

幾つか申し上げたいと思うのですが、一つは、五つ通してお聞きになってわかるように、具体的修正案が明記されていて、これでどうか、しかもそれは議論した人の中では全員一致したというのがあると、明らかに議論が非常に進みやすいですね。できれば、取りまとめの方に、ご苦労ですが、そういうふういきょうを踏まえてしていただきたいと思います。具体的にここをこう直す、しかもそれは、グループの中で、あるいはグループに寄せられた意見を踏まえて、概ねくんである。最終的にはこの中で概ねの合意をしなければいけませんので、グループの中で真っ二つに割れているというのは明らかに大変だなということになりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それが一つです。

それから議論の進め方ですが、我々は12月までが任期ですが、11月まで再生会議を予定しておりますので、7、9、11月、きょうを含めずに3回、この中で詰めなければいけません。ちょっと不安もあるので、一つの提案は、一日集中討議日を設けて、一日かけてやってみるということをしてはどうかと思います。その場合に、あまり後ろのほうでやっても意味がないので、早めにやらなければいけないということになるのですが、次回が7月14日(金曜日)で、もしやるとすれば、いろいろな日程を考えると、23日か30日の日曜日になります。早めにやったほうがいいのかと思うので、そうすると、この辺なのです。今、この日程をお尋ねして、人数の多いほうということになりますが、かなりの方が参加できそうであれば集中討議日を一日設けたいと思います。

三つ目に、議論の順番ですが、私のほうでも整理をしたいと思いますが、さっき工藤委員からもありましたように、少し後ろのほうでやりたい。ただ、集中討議日があるこの辺でどうしてもやらなければいけないということになりますから、あまり順番をいろいろ考えても意味がないかもしれませんが、多少そういうことで後ろに回したいという取りまとめ担当の要望があるところについては後ろのほうで議論をやるというふうにして、順番も皆さんに提示したいと思います。

ということでありますが、今のようなことでいかがでしょうか。14日にやる。それからもう一日、23日か30日にやって、9月に予定されていますので、その辺には目鼻をつ

けたいと思います。

木村委員 それでは、17日、23日、30日で手を挙げていただいて、一番出席者が多そうなところを。地域としては、23日とか30日ではイベントがいっぱいあるのですね。盆踊りとか、「習志野きらっと」とか。そういうことを考慮していただきたいと思います。なるべく日曜日は避けていただいて、なるべく早めをお願いしたいと思っています。

大西会長 それはもっともなんですが、なかなかそうもいかない。

木村委員 一応希望ですから。そういうことを7月については考慮していただきたい。

大西会長 わかりました。

では、幾つか幅広く聞いてみたいと思います。

(7月15、16、23、30日について、出席できない委員の確認)

大西会長 ありがとうございます。

きょう欠席の方の意見も聞いて、23日と30日、ここでやらせていただく。欠席の方はわかりましたので、その辺を踏まえて14日にやる議題を考えたい。14日に来れる取りまとめ委員については、そちらでやりたいと思います。

それでは、大変申しわけありませんが、臨時に一日追加されるということをご承知おきください。

あと、取りまとめ委員については、14日までに、具体的に挙げると語弊があると思いますが、最後の二つは皆さん明らかに全員一致でこういうふうに直そうという提案がありますので、こうなると非常にやりやすく、日曜日にやらなくても済むような感じなんだけれども、ここまでできれば取りまとめ委員の方は合意を図っていただけるとありがたいと思います。Aについては、後で、どうやるか相談させていただきます。

それでは、そういうことで、具体的な議論は次回以降にさせていただきたいと思います。一通り各グループの意見とパブリックコメントについて紹介しましたので、会場の皆さんから、この事業計画について、内容はこれからですが、特に何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

竹川委員 その前に、最初のグループ分けに入っていない第1章は非常に重要な項目が入っていますので、できましたら、それまでに委員の人はこれについての意見をあらかじめ提出しておいたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

大西会長 第1章も入りますね。これについてももしご意見があれば、いま竹川さんから提案がありましたので、これも文書で提案していただくとありがたいと思っています。

それでは、会場の方のご意見、どうぞ。

発言者A 船橋市のAです。二つ、短く申し上げます。

Cグループの「三番瀬を活かしたまちづくり」で、各市、市川という声があるのですが、船橋も、円卓会議が始まる前に約2年かけて「海を活かしたまちづくり懇談会」「海を活かしたまちづくり協議会」で立派な議論が行われているはず。それが円卓会議を通じてほとんど反映されていないのは、ここにオブザーバーで船橋市の企画部長がお見えになっているのですが、企画部長の責任追及ではなくて、何でこの場でそういう意見が出なかったのか。市川は積極的に意見を言っていましたね。そんなことをちょっとお聞かせいただけたら。これは委員の皆さんでなくて、オブザーバーに。

それからもう一つ、Eグループの第10節、「知事へお願いする」というのは、こういう

会議で、このことだけお願いするんですか。何かちょっとなじまないような。ここで協議したことは、みんな知事へ答申するわけでしょう。答申はお願いじゃないんですか。特に県議会と何とかしろというのは、知事と県議会は別なものなんですか。どうもこういう場でこういう意見を言って全員一致というのは、私にはわかりませんが。倉阪委員、お願いいたします。

大西会長　ほかにいらっしゃいますか。

よろしいですか。

どうもありがとうございました。

会場から意見が出ましたが、何か委員の方でコメントがありましたら。

倉阪委員　どこに盛り込むかということなんですね。事業計画の中に盛り込むという選択肢と、もう一つ答申文の中に盛り込むという選択肢が多分あるのではないかと。この話は、例えば漁業者とラムサール条約をちゃんと調整してないとか、県議会とちゃんと調整してないというのは、事業計画の中にはちょっとなじまないのではないかとということで、答申文で明記をすればどうだろうかというのが私の案です。知事と県議会は、明らかにその主体は違います。したがって、この三番瀬円卓会議を主宰し、この再生会議についても主宰している知事として、ちゃんと再生計画に書いてある具体的な提案を活かしてもらうようにちゃんと動いてくださいねということを言いたい。あまりおかしくはないと思いますけれども。

発言者A　よくわからないけれども、何で条例とラムサールなんですか。

大西会長　形式的に整理しますと、これは、知事からこういう事業計画をつくりたいけどどうかと諮問を受けて、この中でいま答申をつくっているわけで、答申というのは、こういうふうにしたほうがいいということを知事に言うわけですね。そうすると、知事はそれを受け入れれば、千葉県知事として事業計画を答申を踏まえて自分の提案から修正してつくるといことになります。それは知事にお願いするというよりも、知事がつくるべき内容についてこうしたらどうですかと、意見をつけて提案をするということになるわけです。

答申文というのはその外側ですから、答申を渡すときに、それは答申の内容とは別に要望をつけるとか、附帯要望というのを前にも付けましたけれども、そういう性格を持っていると思うのです。これはこれからの議論で、そういうものを付けるかどうかということを含めて議論ですが、前回の基本計画のときにも、基本計画本体の答申のほかに、附帯事項みたいな格好で要望事項があったのです。逆にそのほうが、わざわざ1枚紙で付いているので目立って、本体よりも新聞に載ったりするので、ちょっと変な感じもしましたけれども、それはともかくとして、そういうテクニックというか、そういうやり方はあり得るといことなのです。どういうものがそれになるかというのは、これはあくまでまだ議論の過程ですので、いま会場からいただいた意見も踏まえながら議論したいと思います。

それから、船橋について、何か船橋のほうでコメントはありますか。

船橋市　本日、企画部長が所用で来られませんので、私、企画調整課長でございます。

船橋市も「海を活かしたまちづくり」の中で、三番瀬の中でふなばし三番瀬海浜公園というのがございまして、市民のみならず近隣の市からも来ていただいて利用されているところでございます。このふなばし三番瀬海浜公園も暫定施設ということで、船橋市でも、将来これをどのような位置づけでやっていくかということで基本計画の中でも位置づけしておりますので、今後、千葉県や企業庁と一緒にそれらの活用方法なども協議してまいりた

いと考えているところでございます。
大西会長　それでは、以上といたします。

(3) 三番瀬評価委員会について

大西会長　次に、議題(3)に移ります。三番瀬評価委員会について、まず、県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室　「会議次第」についている資料3-1「第1回三番瀬評価委員会開催結果概要について」で報告いたします。

「1 開催日時」ですが、去る5月19日に第1回を開催しております。

「2 場所」から「4 参加人数」までは、記載のとおりでございます。

「5 結果概要」ですが、初回の委員会ということで、(1)委員等の紹介から、知事の指名により細川委員が座長に、また細川座長の指名により蓮尾委員が副座長に選任されました。

9ページをお開き願います。

三番瀬評価委員会の委員にご就任いただいた皆様です。分野として、「1 海洋環境」から「12 河川環境」まで、12の専門分野に12名の委員にご就任いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

また、再生会議との連携がとても重要という面がございます。12名中6名の委員に再生会議の委員を兼ねて就任いただいております。二つの会議への出席は大変忙しい中だと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

そして、細川座長、蓮尾副座長をはじめとする委員の皆様によるしくご指導のほどをお願したいと思っております。

4ページへ戻って、「5 結果概要」の(2)議事ですが、三番瀬評価委員会の設置と役割として、県から三番瀬のこれまでの経緯をはじめとして評価委員会の設置と役割のあらましについて説明いたしました。そして、これまでの環境調査結果の概要について説明し、今後の調査手法や評価手法などについて議論いただきました。

(3)報告事項としては、三番瀬再生計画案の報告、(4)その他としては、次回の評価委員会は再生会議からの検討指示事項などを踏まえて開催日等を決定することといたしました。

後ほど座長から具体的な議論の内容について報告いただける予定でございます。

5ページから6ページの「再生会議」設置要綱をご確認願えればと考えております。

6ページ、第7条、評価委員会の設置根拠と役割が示されています。2項ですが、「評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、次の事務を行う」ということで、(1)自然環境の定期的なモニタリングの手法などから(4)再生事業についての専門的な分野における助言まで示されております。

7ページをお開き願います。

「三番瀬評価委員会」運営要領がこちらでございます。こちらは、去る3月28日に再生会議に説明し、会議公開の条文を加えるということでご了解いただいたものです。「(会議)第4条」の7項に、公開の条文を追加いたしました。

なお、一番下、附則として2番目に、要領第2条第2項の規定にかかわらず、委員の任期は2年ということですが、今回、平成18年5月19日に委嘱した委員の任期は本年の12月26日までとして、県から各委員に委嘱いたしました。こちらは再生会議の委員の委嘱期間と整合を取るということで、事務的、また経過的な措置でございます。

以上が評価委員会の設置に係る開催結果の概要ですが、ここで開催結果と一度切り離しまして、先ほど評価委員会の役割として、自然環境のモニタリング手法の検討や三番瀬全体の評価の関連、こちらのほうの関連ですが、県の事業計画素案の「第2節 生態系・鳥類」の中で、三番瀬の自然環境の把握を目的として、自然環境調査事業として5年サイクルで調査を実施したいと考えております。その初年度の調査として、三番瀬の生態系のベースとなる底質や底生生物の調査を予定しており、これを紹介できたらと考えております。10ページをお開き願います。

資料3-2「平成18年度三番瀬自然環境調査事業の概要」です。こちらは3月28日の再生会議で概略説明したものでございます。

「目的」にありますとおり、三番瀬全体の海域の中で水質、底質、底生生物などの調査を行い、過去の調査結果と比較して、環境及び生物に変化があるということを検討する。具体的には、三番瀬の現況を理解して、補足調査時（平成8年～9年）や14年度の調査時と状況が変化しているかということを確認することが目的でございます。調査は四季行うということですが、詳細な調査内容は11ページから13ページ、また別の1枚刷りの調査地点図のとおりでございます。今後、こういったデータの解析、評価など、非常に専門的な面からの検討が必要と感じております。そこで事務局といたしましては、今回設置された評価委員会からいろいろな面からご指導、ご助言をいただけたらありがたいと、希望はしております。

もう1点、評価委員会が設置されたということで、事務局として委員会の検討事項のたたき台案を用意いたしました。14ページをお開き願います。三番瀬評価委員会における検討事項の事務局の素案でございます。

左側には知事と個別の委員会の関係、右側に三番瀬再生会議と評価委員会の関係を図示してあります。

知事からの説明に対して、三番瀬再生会議は、4として、必要に応じ専門的な検討を評価委員会に指示いたします。5として、評価委員会はその検討結果を報告する。こういった関係になっております。

そして検討事項は、こちらはあくまで事務局の素案ですが、右側の四角の先ほども紹介した評価委員会の役割に照らしますと、四角の三つ、一つには「三番瀬の自然環境に係る調査を実施する場合」、あるいは「三番瀬に何らかの手を加える事業」、これは個別委員会がある場合とない場合の二つに大別される気がいたします。

こうした事業に対して評価委員会がどういった検討が考えられるのだろうかといった場合、例えば「三番瀬の自然環境に係る調査等の場合」は、定期的なモニタリング手法の検討など、もっぱら役割を旨とするもの。「何らかの手を加える事業の場合」ですと、基本的には事業者が行う再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測などに対して専門的な助言を行うような場合、役割を旨とするような内容、それから個別委員会がある場合ですが、やはり個別の検討委員会もさまざまな検討をしておりますので、ここら辺の事項に

については基本的に尊重しながら、順応的な管理に係るモニタリングなど概括的な、大所高所に立ったといいたいでしょうか、そういったモニタリングのあり方など幅広い助言をいただけるとありがたいと感じております。

いずれにいたしましても、再生会議が指示事項を決定していくというフレームでございます。こちらの素案を参考にまたご検討いただきながら、今後、再生会議の中で指示事項などを勘案していただけるといいうふうに希望しております。

若干長くなりましたが、以上が開催結果の概要を含めた説明でございます。

大西会長 ありがとうございました。

第1回評価委員会が既に開催されておりますので、それについて、評価委員会の座長の細川委員から発言をお願いします。

細川委員 お手元に裏表両面刷りで単独にお配りしたメモがあります。右方に平成18年5月25日と日付が書いてあって、私の名前が書いてあります。これに基づいて、評価委員会での議論の様子などを報告し、ご紹介したいと思います。

今、県のほうから説明ありましたように、5月19日に第1回評価委員会を開催しました。評価委員会は知事がつくるのですが、議論の中身はこの再生会議からの指示を受けて議論するという位置づけです。

第1回評価委員会は、再生会議から「これこれを検討しなさい」という指示がないという状態での開催でした。そこでは、評価委員会の役目あるいは再生会議との関係について委員のみんなを確認し、議論しました。

主な議論は、そこに「・」が三つ書いてありますが、三つぐらいの議論をしました。そのうち3番目の「・」を見ていただきたいのですが、再生会議から指示を受けて評価委員会がいろいろ科学的な議論をするのですが、指示のされ方が、モヤッとした指示だと、議論もどういいうふうにしていいかわからなくなるので、なるべく具体的にしてほしい。特に目標みたいなものについては、科学的な検討ではなくて、科学的な検討の前提になるようなもの、あるいは評価・判断みたいなところなので、それは評価委員会だけでは議論できないというようなことがあって、ちゃんときちんとした指示がないと議論がしにくいですねという話し合いをしました。そこで、どんなことに気をつけて評価委員会に指示を出してほしいのかというのをまとめてみました。要すれば、宿題を出す先生に対して「宿題を出すのだったらこんなふうに出してね」といいうふうをお願いする、生意気な生徒さんといいうところですが。

その要点は、1ページの下「2 .」に、こんなところに注意してくださいねといいうところで、第1回評価委員会の議論の中で出された意見などを私自身がアレンジしてつくりました。

評価委員会の仕事としては、三番瀬全体が影響を受けて悪くなっているんじゃないですかねといいうところをチェックしなさいといいうのと、一つ一つの再生事業によって悪くなっているかどうかをチェックしなさいといいうのと、二つ大きな仕事としてはありそうです。

前段のほうについて言うと、三番瀬全体がどうなっているかといいうのをチェックしなさいといわれたって、三番瀬全体は比較的大きいし、ある2、3年は右のほうに行ったけど、次の4、5年は左のほうへ行ってといいうようなことをよく繰り返す。ある年は水温が低くなって、次の何年間水温が高くなるといいうようなこともあるので、いいうことをよく

考えると、何と何を比較して考えなさいとか、どうなったらいいのかということ調べなさいとか、もうちょっと具体的に目標みたいなことを考えて、その上で指示してほしいという議論が出ました。きょうAグループのご紹介の中で「『再生で目指す目標とか復活させる生物を調べたら』というふうに答申の中に書き込んだら」という提案が出ていましたが、それに近い意見です。

それと、いま県からちょっと紹介がありました、三番瀬自然環境調査事業で平成14年度以来ずっと調査しているのですが、この調査は、三番瀬が今どんな状況かというのを見守るような目的の調査なので、何か悪いことがあって、それがどんなふうに伝わって、どんなふうな結果になってきたのかという、何が原因なのか調べるというような目的とちょっと違うのですね、という議論がありました。県の今やっているモニタリング調査は、円卓会議以降いろんな議論の中で形づくられたものですので、それなりの理由があってこういう格好になっているというところは理解していますということです。その上で、何年間も調べてもなかなか原因や予測などわからないという事項もあります。それについて科学的に検討しなさいと言われてもなかなかお答えしづらいという事項もあります。だから、それを踏まえた上でご指示いただきたいし、それを踏まえた上で評価委員会でも検討することになるということです。

裏ページの2)の上に3行ほどちょっと書いてありますが、お役目としては、でも三番瀬全体の影響の行方をチェックしなさいというお役目があるので、そのためにどんなモニタリング手法がいいのかチェックするのであれば、この評価委員会でも指示がいただければ検討しましょう。そのときも、概括的で枠組みの話をまず検討したいと思っています。細かい一々の詳細部分、何という項目をどここの地点で何日おきに測ってどうこうというところまではいきなりは検討できないと思いますが、概括的なところは三番瀬の再生会議の指示がないと評価委員会でも議論できないけれども、評価委員会のサジェスションがないと再生会議でもなかなか指示が出せないという、ニワトリと卵のような関係になっているのであれば、まず整理するということは評価委員会でやらなければいけないのかなと思っています。

それが、全体の調査について三番瀬再生会議から宿題をいただくときには、ちょっとご配慮いただきたいなというお願いです。

もう一つは、個別の事業実施に伴って影響がどんなふうにあるかチェックしなさいというお役目に対しては、個別の事業を計画するのは個別の事業の委員会がある場合とない場合がありますが、計画する人が一番よく知っているので、事業の計画をするときに自分がやろうとしている作業でどんな影響がどんなふうになるのか、三番瀬の中で広がっていくのか、こんなことがあるかもしれないね、こんなことがもしかするとあるかもしれないねというようなことを、事業をする人がまず考えていただきたい。そのときに、こんなふうなところで自分たちでモニタリングしましょうねというモニタリングの計画を事業の計画とあわせてつくっていただいて、それを見せていただきたい。そうすると、評価委員会のほうでも一緒に考えて、それだったらもうちょっとこうしたらいいねというようなことをサジェスションできるかもしれませんねというところで、事業の計画をよく知らないままに評価委員会にポンと宿題を投げられるよりも、事業をよく知っている方がまず考えていただきたいなというところです。

どんなふうにかえたらいいのかということが2)にダラダラと書いてあります。市川の護岸の整備事業が少し始まっているということも踏まえて評価委員会にご指示などをいただければ、それに対して議論がスタートできるのではないかなというような要望をまとめました。2)で言うと、 の3行ぐらいが一つ一つのお願いです。

以上です。

もし蓮尾さんから追加の説明があれば、お願いいたします。

大西会長 よろしいですか。

蓮尾委員 はい。

大西会長 ありがとうございます。

再生会議の設置要綱で評価委員会を位置づけておりまして、さっき説明がありましたが、評価委員会は専門的な見地からいろいろな評価をしていくわけですが、それは「再生会議の指示に基づき」と書いてあるので、こういうことについて評価してください、評価のためには調査なり議論が要ると思いますが、その指示が大前提になるのですね。今、座長からも話がありましたように、どういう指示を出すかによって評価もやりやすくなったり、非常に難しくなったりするということ、もっともだと思えます。評価委員会と再生会議の間で役割分担が定着していくまでに少し試行錯誤が要るのかなと思えますが、幸いなことに、12人の評価委員会のメンバーのうち、座長、副座長をはじめとして6人が再生会議のメンバーでもあるので、いわば指示を出す側と指示を受ける側の両方に6人の方がいるので、うまい指示を出していただいて、その指示をうまく受けとめていただくという役割もぜひ発揮していただきたいと思えます。

評価委員会は、長い間の懸案で、ようやくできてスタートするということですが、この段階で皆さんからご意見があれば。

竹川委員 この際お話ししたいのですが、円卓会議のときは、あれだけの専門家の検討委員会が本当に雑務に追われてしまって、本来の機能が十分に発揮できなかったのではないかな。そういうことを反省しまして、今度の評価委員会は、少なくとも現在、評価委員会とこの円卓会議の重複も含め16名の方がいらっしゃる。特に今度は、設置要綱の第7条は評価委員会の役割としてかなり細分化されております。いま説明のあったこの資料は、この間の評価委員会には出ていないですね。この間は、かなりいろいろな問題点が出された。少なくとも今回は、円卓会議のようなもったいない形での運営を改めて、できるだけ活動ができるように。

今回の一番でっかい問題は、順応的管理ですね。この図にありますように、実施段階に入ってきますと、予算付けが行われて、どんどん先に進んでいくという流れになってきますので、できるだけ事前に、事業計画段階ないしは実施計画の策定段階で評価委員会が動いていただけるというのが一番のポイントではないかなと思えます。

そういうことで、きょう、具体的な提案ですが、三つ、当面の問題としてご検討願いたい。

一つは、今度の護岸改修の周辺に対する環境影響ですね。これは清野さんのほうでいろいろ問題点があるということ指摘されていますが、これはすぐさま動いていただかなければならない。ですから、モニタリングも、情報のデータベースの集積も、この評価ができるような形で評価委員会のほうでその手法も含めた検討もしていただいて、その周辺の

環境調査にいま動いていただけないか。

二つ目には、この間の評価委員会で随分論議されて、沸騰したわけですが、それは海域区分1の現況の問題です。また、それが傾向的にどうか。これも塩浜護岸の前の地先の海岸ですし、いま非常に問題のカキ礁その他泥干潟も入っておりますので、これは、望月先生もこの間、改めて調査が必要だ、まだ不十分だとおっしゃいましたので、これを二つ目に取り上げていただきたい。

もう一つが、先ほどの魚類が何千トンとか貝が何万トンとかいうこともありますが、この工事が進展するにつれて、環境に対してどういう影響を及ぼすのか、結果どういう効果が出てきたのか、そういう物差として、幾つかの生物であれ、いわゆるDOであれ、いろいろあると思いますが、でき得れば海域区分1の環境の進捗状況を測る物差をぜひともご検討願いたい。

その三つを、よろしく願います。

川口委員 私は、前回、評価委員会を傍聴しまして、いま大西会長から、この再生会議から6人入って、出すほうと受けるほうと、これはいいという評価の意味の発言がありましたが、前回の傍聴人の方から、例として今の耐震強度の問題で、自分でやって自分を評価するののかという意見が出されまして、6人もこの中にいるというのは、多少は入っていないととんちんかんな議論になっちゃうといけないので要ると思いますが、6人も入っているということは、第三者の冷静な目で見なければいけないという立場も出るのではないかと思うのです。これは決まってから県から発表になったので、我々は意見を差し挟む余地が全くなかったわけで、少なくともそういう点について配慮があったのかなという点があります。

もう一つは、竹川さんが個別具体的に調査の内容に踏み込んだので、私も言わせていただきたいのですが、鳥類の調査ですね。いつも鳥が被害を受けているという視点ばかりの議論が多いのですが、鳥がこの三番瀬にどういう影響を与えているかという調査もぜひ加えていただきたいと思います。いま特にカワウの問題が大きな問題になっていますね。漁場に相当被害を与えていると思いますので、水の中の生物だけじゃなくて、鳥についての調査もぜひひとつやっていただきたいと思います。

大西会長 ちょっと誤解があると思います。

この再生会議は事業主体ではなくて、多くの場合、県が事業主体ですね。県が事業をやるにあたって、事業計画を今回のように諮問する。それに対して我々は議論して答申をするわけですが、そのときに専門的な見地が必要だと。それを我々の中にいる専門家、あるいは評価委員会で専門的な観点からきちんと議論してもらって、それを踏まえて再生会議が県に対して意見を言ったりする、そういう構造になっているわけです。我々の行動を第三者的に見ているわけではなくて、いわば一心同体に近い組織構造になっているということは確認しておきたいと思います。

川口委員 大西会長の今の説明に対して、そうだとすると、いま評価委員会の座長の説明で「科学的な評価」と言いましたが、テーマによって、今たぶん底生生物とか海洋に対する影響の評価が主になると思いますが、都市計画とか景観の先生がどういう役目を果たすのですか。その調査によって、流動的に、評価委員のメンバー構成、その最も効果的なメンバーに評価をしてもらったほうがいいんじゃないでしょうか。

大西会長 あまり議論してもしょうがないと思います。いろいろなテーマがあるので、ある程

度の専門家を揃えておいて、テーマに応じて、それは専門家の議論ですから、専門性が合っている方がより重要な発言をされる。それはこういう種の委員会で多いケースだと思います。しかし、景観を含めていろいろなテーマが三番瀬はあり得るので、一応ある程度分野を常備しておく必要があるということだと思います。

それでは倉阪委員。

倉阪委員 かなり県庁の中でいろいろ議論されて、14 ページの資料 3 - 3 をつくってきいちゃったようでございますが。

そもそものところに立ち返って、「三番瀬再生会議」設置要綱の「(所掌事務)第2条」で、この三番瀬再生会議は、例えば「三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること」というのがあられるわけですね。この再生事業について、個別委員会がある場合とない場合で評価の程度について変えるべきであるというふうにお考えでこの違いを書かれたのか、いやいや、これは文章的表现は同じではないけれども、2条の「評価」という内容については、それは個別検討会があるまいが再生会議として評価できるのだよというふうにお考えなのか、そこを確認したいのですけれども。

三番瀬再生推進室 再生会議の設置要綱の中で掲げられている「自然環境及び再生事業についての評価」というのは、基本的に再生会議に備わっている、また検討する所掌事務と考えております。そうした中で、例えば資料 3 - 3 ですが、基本的には、個別の委員会の中で、周辺環境への影響予測であるとか、そういったことも評価をやるような場合もあるかと思っております。そういった検討は、その委員会の中でそれぞれの先生方はいらっしゃる、専門の先生方もいらっしゃるということですので、その範囲においてはその検討事項は尊重していきたいと、事務局としては希望しております。

大西会長 ストレートに言ったほうがいい。

倉阪委員 座長から「ストレートに」という話なので、ストレートに言います。

この評価委員会というのは、専門家の知見が必要であるからつくられたわけですね。専門家としての判断がそれぞれあるわけですね。その場合に、個別委員会があるからといって、それを尊重しろと事務局が言うのはおかしいのではないかと。専門家としての知見に基づいて、言うべきことは言わざるを得なくなるケースはあるはずですね。私も市川護岸については個別委員会に入っていますから、両方の話がわかっているから言いづらいのですが、組織論としては、そういうふうには個別委員会があるからそれを尊重しろと言った上で、ご意見をお聞きしますというのは、失礼に当たりますよね。そこはおわかりになりますか。

大西会長 私も、さっき資料 3 - 3、絵つきの資料の説明がありましたが、この文章については事務当局の見識を疑っています。きょうは時間もないので、それは最後にまとめたいと思います。

では、工藤委員。

工藤委員 ほとんど同じことですが、少し具体的なことを一つだけ挙げておきます。

いま倉阪委員がおっしゃったようなことも、すべからく一緒なのですね。資料 3 - 3 と「三番瀬再生会議」設置要綱との整合性がちょっと悪過ぎる。もう少し、第2条第4項とか、第7条の2項の(1)(2)(3)(4)、このあたりをきっちり書き込んでいただきたいというのが一つです。

さて、その中で何ともしようがないのは、資料 3 - 3 に書いていただいたもので、「検

討事項」のところに三つの箱があります。箱の下に「・」の説明があります。一番右手、「個別の検討委員会における検討を基本的に尊重し、順応的管理に係るモニタリングなどについて」の次です。ここでご説明では「大所高所に立っての話」ということをちゃんとおっしゃっていたので、私はそれでいいと思うのですが、ここには「概括的な技術的助言」となっています。これは、個別の委員会があるのに、概括的な技術的助言をしたって何の意味もないのですね。包括的な助言をしていただきたい。大所高所に立ったもっと大きい問題をきちんとリコmendしていただかないと、個別委員会のほうとしては受け取っても何の意味もない。個別委員会も評価委員会も同じ再生会議の中ですよ。ですから、再生会議としての意見をつくり出していくわけです。再生会議が最終的に意見を整理するわけですから、そのところでちゃんとやるのですが、それにしても、先ほど失礼であるとかないとかいろいろありましたが、このところはそういう立場の違いも含めてきちんとしたものにしていただきたいと思います。「概括」では役に立ちません。

以上です。

大西会長 時間もあまりないので、この点について整理して、再生会議として、要綱上の言葉では、評価委員会に対して「こういう評価をお願いします」という指示を出す必要がある。そうでないと、評価委員会ができたのはいいですが動けないということなので、きょうは第一弾の指示を再生会議として出すというふうにしたいと思っています。

具体的には、大きく、資料3-3の右下の四角の中に再生会議の設置要綱第7条がそのままコピー・アンド・ペーストされているわけですが、は三番瀬全体の影響の評価をモニタリングするというに係るものです。これはいわば常設的な役割といいますか、三番瀬全体の環境問題についてウォッチするという役割が再生会議にも当然ある、その専門的な仕事を評価委員会にお願いするということですが、それだとやや抽象的なので、具体的には、さっき県のほうで三番瀬自然環境調査をこれからやるということで、これが三番瀬のいろいろなデータを取っていくということで、モニタリングにとって非常に重要なところになりますので、この具体的なあり方について、これは事業として県がやろうとしているわけですから、そのアドバイスを再生会議としてしていくことは当然必要になるということですので、に係る評価としては、これからやるわけですから、平たく言えば「こういうふうにしたほうがいい」という適切なアドバイスを再生会議としてすることになりますが、その評価・検討をお願いしたいというのが一つです。

もう一つは、2番目、3番目については、これは個別の事業で、その個別の事業が行われた際に、周辺環境への影響とか、あるいはそれをどういうふうにモニタリングしていくのか、ひいてはその事業そのものの再生事業としての継続の適否についても行く行くは検討するということですが、まだ継続の適否まで、つまり一区切りついた事業がありませんので、まずは事業を、これは護岸の事業が事業計画が既に決まっております、そのときに再生会議の中でもモニタリングについてちゃんとやるべきだと、ちょっと正確な文言は忘れましたが、それが追加して修正されたと思います。まさにそこに関連して、事業をやりながら環境への影響をどういうふうに予知していくのかということをお考えになるとは思います。そのときに、三番瀬全体の環境という観点から眺めて適切なモニタリングの方法が取られているのかどうか、あるいは取ろうと事業当局がされているのかどうかについて、これは護岸の整備事業のほうでモニタリングの計画をお持ちだと思います。

ので、それを評価委員会に説明していただいて、評価委員会でそれに対しての意見を言っていただきたい。そのことで適切なモニタリングが個別の事業について行われるようにしたいと思います。つまり、三番瀬の環境全体がよくなるような、そういう専門的知識を提供していただきたいという要請であります。

そういうことから始めて、再生会議、評価委員会が両輪のように動き出すと、いろいろな経験が蓄積されるので、もう少し具体的な方向がよりはっきりしてくると思いますが、当面そういうことでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員 具体的な指示が出て、いよいよ作業をしなさいということなので、指示の中身について、「これでいいですね」という確認を一つだけさせていただきたいと思います。

の部分について、「自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及び全体の影響の評価」という部分で、平成 18 年度に予定されている、あるいは一部着手しているのかもしれませんが、県のやろうとしている自然環境調査のあり方についてアドバイスしなさいというご指示なのですが、このあり方の基本的なところについて、評価委員会のほうは、県の調査は今あるのはどんな状態かを理解するという目的で組み立てられていますし、それは円卓会議の議論などの蓄積の上で今の計画が立てられていますね、という理解をしています。それを全くひっくり返すような大きな何億もかけてこういう精緻な観測をしるというようなことを期待されているというふうには理解していませんで、多分このご指示は、そういったものの議論の蓄積の上で今あるのだけれども、これで不足していることやこれで心配なことがあったら、少し科学的に形づくったものとしてもうちょっとこれを加えたらどうかというようなことをまず議論して再生会議の場に持ってこいと、そういう検討というふうにしてよろしいですね。

大西会長 そこはもっと発想を変えてモニタリングしないとそもそもだめだという議論が評価委員会であれば、根本的なことをまた考えていかなければいけないと思いますが、当面、県のほうも事業を考えているので、まずそれを検討していただいて、微修正でよりよくなるのか、抜本的な改善が要するのか、そういうことを含めて一度議論してください。

細川委員 微修正になると大きな修正になるから、ちょっと議論としてわからない。

大西会長 そうですね。

倉阪委員 これだけ確認したいのですが、個別の検討委員会は三番瀬再生会議の外にあるわけですね。外にそういう個別の検討委員会があるかどうかによって、三番瀬再生会議の所掌事務の評価に手心を加える、それを区別して扱えということではないことは確認をしておきたいと思います。ただ、その場合、これは細川さんがまとめられたペーパーにもありますが、計画する側で影響の整理をやって、その情報をちゃんと提供してくれないと評価委員会も実際できないので、そういった意味で、個別の検討委員会の検討を踏まえてその評価をするということにはなるとは思います。評価自体に手心を加えるということではないということは確認をしたいのですが。

大西会長 それは当然のことだと思いますね。

県のほうもそれでよろしいですよ。「概括的」とか「技術的」という言葉で今のようなニュアンスのことは言いたかったわけではないと思います。

総合企画部参事 「基本的に尊重し」という言葉で大変厳しいご意見をいただきまして、申しわけございません。もとより評価委員会に指示を出すのは再生会議の仕事ですし、それに

対して事務局が「こうすべきだ」と言うつもりは毛頭なかったわけですが、個別委員会でいろいろ検討されていることと重複したことをやることはどうかなという議論があったものですから、そういった意味でこういう書き方にしてしまったということでございます。いずれにしましても、手心を加えるとか、そういった趣旨は毛頭ございませんので、お詫びかたがた説明をさせていただきます。

大西会長 時間が迫っているので、川口委員の発言を最後に発言を終わりにしたいと思います。

川口委員 今の議論は、少し戻って、Bグループの工藤委員の最後のまとめの文に係る。まして僕は、これは漁場再生委員会の存在を意識した文章ではないのかなと少し考えました。工藤委員がおまとめになった資料2の21ページの最後の2行に、「この作業は見通しのきかない大変困難な内容を含んでいるが、漁場再生検討委員会での意見などを参考に、大過のない方向付けをしていく方針をとりたい」と書いていますね。これは、漁場再生検討委員会の結論で行くのだと、読み替えればそういうふうにとれなくもない。なおかつ、第3節に漁業の問題を取り上げているということは、漁業者がここに出ていない以上、かなり自己矛盾になってしまうのではないかと。漁場を再生するのは本当のプロが入っているわけで、それは科学的根拠も何もなくて、経験的に知っている人がほとんどで、そういう人が科学的根拠を当てはめようと思ってもどくだ無理な話で。きょうの討論の中にも、「検査」「調査」「試験」という言葉が出てきますが、これは全部やったら、県は予算措置はできるのですか。およそ天文学的な数字になるのではないのですか、調査、検査、試験によって海の中のことを仔細にわかるようになるには。ですから、5年の事業計画が結論の出ない調査だけで終わるといった批判がここにあると思うのですね。もう少し漁業者の海の中の経験を活かせば、調査もそんなに多く取らなくても済むのではないかと、省けるのではないかと、実際に実行してモニタリングで済むのではないかと、そういうことを強く感じます。

大西会長 時間がないので、きょうはこのくらいにしたいと思います。

今の点では、例えば覆砂の問題を円卓会議の段階で議論したときに、覆砂はどの砂でやるのかと円卓会議の専門家の中から意見が出て、その最終評価は固まってないかもしれませんが、覆砂のやり方によってはいろいろな影響が出ている漁場もあるので、覆砂することは経験的に重要なことですが、どういう砂が適当なのかということについて科学的な整理は必要だと思いますので、両方が合わさる。これは円卓会議の答申の中にも「科学的知見と経験的……」という言葉がありますが、両方が大事だと思います。

それでは、評価委員会について、先ほどのように、これはちょっと試行錯誤で行かなければわからないところがあって、みんなが対立的になると非常に大変ですが、個別の検討委員会、再生会議、評価委員会、三番瀬の再生という大きな目標のためにそれぞれ協力し合っていくという姿勢で行かないとまとまっていけないと思いますので、ぜひそういう方向で行きたいと思います。

(4) 報告事項について

大西会長 それでは、県のほうから幾つか報告事項がありますが、時間がないので、報告事項についてはごく簡単に報告をしてください。

三番瀬再生推進室 本日、報告事項として、「三番瀬漁場再生検討委員会について」以下4項

目を用意してございます。資料は本体の綴りの 15 ページ以降にございますが、こちらについては、時間の関係もございますので、記載している内容を再度返して読むことは割愛させていただきますので、後ほどご覧いただき、何か質問等があれば、県にいただくなり、次回の再生会議でいただきたいと思っております。

これに記載されていない追加的な事項について 1 点申し上げます。

河川環境課 護岸検討委員会から一言説明させていただきます。

19 ページに、去年ご検討いただいた 100m と完成形の工事ということで、5 月に入りまして現場着手しました。5 月 31 日に現地の見学会を予定しております。集合時間は現地 2 時になっておりますので、もしよろしければ、現在、作業に入っておりますので、見学に来ていただきたいと思っております。

以上です。

三番瀬再生推進室 県からの報告事項は以上でございます。

後藤委員 それは参加自由なのかということだけ確認させてください。参加自由でいいですね。

河川環境課 はい。

(5) その他

大西会長 「その他」は、それ以外にあるのですか。

三番瀬再生推進室長 1 点目は、21 ページの資料 4 「県議会の三番瀬問題特別委員会の実績及び今後の日程」、及び 22 ページ、資料 4 - 7 「県の三番瀬ホームページのリニューアルについて」を配付しておりますので、参考としてください。

また、次回の再生会議の開催についてですが、日時は 7 月 14 日（金曜日）午後 6 時から。場所は、本日と同様、浦安市民プラザ Wave101 を予定しております。

以上でございます。

大西会長 14 日の次に、おそらく 23 日の可能性が強いと思っておりますが、入れておいてください。正式にまたご連絡を申し上げます。

4 . 閉 会

大西会長 では、以上で終了といたします。皆様、ご苦労さまでした。

三番瀬再生推進室長 以上をもちまして、第 12 回「三番瀬再生会議」を終了いたします。ありがとうございました。

以上